

# 総務建設常任委員会会議録

[平成25年12月12日開催]

南あわじ市議会

# 総務建設常任委員会会議録

日 時 平成25年12月12日  
午前10時10分 開会  
午後 4時29分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（9名）

委 員 長	蛭 子 智 彦
副 委 員 長	長 船 吉 博
委 員	廣 内 孝 次
委 員	森 上 祐 治
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	北 村 利 夫
委 員	登 里 伸 一
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	熊 田 司
議 長	小 島 一

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員

議 員	吉 田 良 子
-----	---------

### 事務局出席職員職氏名

局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美
書 記	斉 藤 浩 平

### 説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
-----	---------

副市長	川野四朗
市長公室長	土井本環
総務部長兼選挙 管理委員会書記長	入谷修司
財務部長	細川貴弘
市民生活部長	小坂利夫
健康福祉部長	藤本政春
農業振興部長	神田拓治
産業振興部長	岸上敏之
都市整備部長	山崎昌広
下水道部長	原口幸夫
教育部長	太田孝次
市長公室次長兼新庁舎 建設推進事務局長	橋本浩嗣
財務部次長兼財政課長	神代充広
会計管理者次長兼会計課長	馬部総一郎
次長兼監査委員・固定資産 評価審査委員会事務局	大瀬久
都市整備部次長	垣本義博
下水道部次長兼水道課長	岩倉正典
市長公室課長	喜田憲和
総務課長	佃信夫
防災課長	藤本和宏
情報課長	富永文博
管財課長	堤省司
管理課長	和田幸三
建設課長	赤松啓二
都市計画課長	原口久司
企業経営課長	江本晴己

参考人

新日本婦人の会三原支部	堀井厚子
-------------	------

## II. 会議に付した事件

1. 付託案件	5
① 議案第73号 地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	70
② 議案第74号 南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	74
③ 議案第75号 南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	79
④ 議案第65号 平成25年度南あわじ市一般会計補正予算(第5号)	18
⑤ 議案第85号 平成25年度南あわじ市一般会計補正予算(第6号)	52
⑥ 議案第71号 平成25年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)	82
⑦ 議案第72号 平成25年度南あわじ市下水道事業会計補正予算(第1号)	85
⑧ 議案第81号 淡路広域水道企業団規約の変更について	88
⑨ 議案第82号 新庁舎建設外構工事請負契約の締結について	95
⑩ 議案第83号 茶屋池線道路新設改良工事(第2工区)請負変更契約の締結について	102
⑪ 請願第1号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書	5
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	106
3. その他	107

## III. 会議録

# 総務建設常任委員会

平成25年12月12日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時29分)

○蛭子智彦委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより、総務建設常任委員会を開会をいたします。

まず、委員長として、初めての職責ということで、大変緊張もあり戸惑いもあるわけですが、皆様の御協力によりまして、慎重かつ、また効率的な審査を行いたいと思います。

突然寒さが厳しくなりまして、体調をお崩しの執行部の方もおられると思います。また、議員のほうでも見受けられますが、積極的な議論、そして明快な答弁を期待したいと思います。

本日の議題は、かなり盛りだくさんになっておりますので、慎重かつ効率的ということでお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、執行部、御挨拶いただけますか。

市長。

○市長(中田勝久) おはようございます。

今も委員長からお話ありましたとおり、この委員会、議会として二つの委員会になって初めての開催ということで、非常に盛りだくさんの案件もあるわけですが、よろしく願いをいたしたいと思います。

内容については、それぞれ、きょう御協議を願い、適切、妥当な決定をお願いするところでございます。案件も11件という非常に多くのものになっておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

二、三点御報告をさせていただきます。

実は、今までよく議員の先生方からも、職員提案制度あるのに、案外それに対応する職員が少ないというふうな御指摘を受けておりましたが、本年度、つい先日まででございますが、11月25日に職員提案がございました9件、これを私どもに提案の内容の説明を受けたところでございます。その内容につきましてはいろいろあるんですが、また、必要なものについてはまた御報告をいたしたいと思います。

それから、2点目は、12月4日、新聞にも出ましたが、淡路家畜保健所の開所式がございました。これも、洲本で今まであったので、どうしても洲本のほうでという強い要望がございました。また、県も予算的に新しいところへ持っていくと、用地から確保せないかんというようなこともあって、淡路市の埋め立ての場所にでもというような話も出てたんですが、関係する人、また、私もですが、やはり、淡路の中で畜産関係のほとんどを占

めているのは南あわじ市やということから、強くお願いをいたしておりまして、今の広田のサンライズの前のあの場所に決定をいたしまして、非常に立派な施設ができ上がりました。

それから、もう1点は、きょうの新聞にも出ておりますが、全国人形芝居サミットフェスティバル、これが12月14日と15日に行われます。外の人形関係者から言わせると、やはり、淡路でこういう主たる行事、イベントはやってほしいと。そのことによって、非常にその地域で取り組んできた人形関係がこれからもいろいろ勉強もせないかんし、安泰していけるというようなこともありまして、10年ぶりで淡路でお引き受けすることになったのでございます。どうぞ、また皆さん方、先生方、お時間ありましたら、のぞきに行ってほしいと思います。

大変申しわけないんですが、あと公務がありますので、中座させていただきます。よろしく申し上げます。

## 1. 付託案件

### ⑪ 請願第1号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書

○蛭子智彦委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから、第51回定例会において当委員会に付託をされました議案について審査を行います。

なお、本日は傍聴を許可しておりますけれども、傍聴される方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いをいたします。

では、まず請願1件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更して、請願の審査を行うことに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 では、異議なしと認めます。

異議がございませんので、請願第1号、国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書についてを議題とします。

審査に当たり、会議規則第137条の規定により、紹介議員として吉田良子議員、並びに地方自治法第109条第5項の規定により、参考人として請願書提出者の新日本婦人の会三原支部の堀井厚子様の説明のため出席を求めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、さよう決したいと思います。  
それでは、暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時04分)

(再開 午前10時05分)

○蛭子智彦委員長 それでは、再開します。  
紹介議員より趣旨説明を求めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 それでは、異議がございませんので趣旨説明を求めます。  
吉田良子議員。

○吉田良子紹介議員 おはようございます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、皆さんのお手元に届いてるかと思ひますけれども、国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書、この請願趣旨の文章を朗読させていただきます。

日ごろから市民の生活向上のため、御尽力いただひていることに感謝申し上げます。

安倍晋三首相は、10月1日、2014年4月からの消費税8%への引き上げを決定しました。しかし、私たち国民の暮らしは、税率引き上げを容認できる状態ではありません。所得や収入が減り、社会保障が削減される中、これ以上どこを切り詰めて暮らせと言うのかと切実な声が高まっています。

食料品やガソリンなどの値上げで、私たちの暮らしは苦しくなる一方です。国民の多くは景気回復を実感しておらず、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にあります。地域での経済の疲弊も甚だしく、失業率も高いままであり、中小企業の倒産、閉店にも歯どめがかかっていません。

消費税は、そもそも低所得者ほど負担が重い税金です。この不況下で税率を引き上げれば国民の消費はさらに落ち込み、自治体内の地域経済は打撃を受けます。価格に税金分を添加できない中小企業の経営を追い込み、消費税倒産や廃業がふえることは必至です。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。

財政再建という点でも、1997年に消費税を増税したときの経験から、国全体の税収が減少することは明らかです。国民に新たに8兆円もの税負担を強いる大增税を閣議だけで決めること自体にも道理がありません。本来ならば、国会審議で問題を明らかにして中止を決断すべきです。

私たちは住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から、下記の事項についてお願いいたします。

1. 2014年4月の消費税増税の中止を求める意見書を政府に送付していただくこと。  
このことをお願いしたいと思います。

以上であります。

○蛭子智彦委員長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

中村委員。

○中村三千雄委員 今、意見書提出の趣旨を読まれたわけでございますけれども、そもそも社会保障と税の一体改革というのは民主党政権のときに方針を打ち出して、近々、そういうようなことがあって、全体的には少しは景気回復の上昇率も一定の成果が見られておると言われておりますけれども、やはり、消費税を2014年度に8%に上げるという一つの根底となるのは、やはり、どこであっても、国であっても地方自治体であっても、収支のバランスというのが必要であって、上げればどこかでまたしわ寄せがくるということの中の私は社会保障と税の一体改革であって、やはり、この消費税を中止することによって、国全体の中の税の社会保障の一体化が崩れていくんでないかというような気がするんですけども、それについてのお考えをお願いしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 参考人、堀井厚子さん。

○参考人（堀井厚子） 大企業の減税をやめていただいて、応分の負担をしていただくこと。それから、ほんの少しの、1%でよろしいですので、軍事費を少し削減していただければ、財源は十分に出るかと思えます。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 政策の一分野を取り上げて言えばそうかもしれませんが、やはり、一体改革と見れば、その中で運営をしていかなければいけない国の財政運用ではなかろうかと思うわけございまして、それぞれの国民の考え方というのは、今、参考人言われた軍事費を削減したらそれが出るんだという人もおりますし、また、教育的なものにおいても、これはそういうふうな形だったらいいいという、これは一つの分野を取り上げて言うんであって、やっぱり国全体の中で考えていくなれば、総合的に判断すれば、私は今



の税の一体改革になればやむを得ん、今、上げることがやむを得ないのでないかという思いを私は持っておるんですけども、どうですか。

○蛭子智彦委員長 参考人。

○参考人（堀井厚子） 今、国はいろいろと政策頑張っておられるわけなんですけども、無駄遣いをやめていただきたい。

例えば、ダム建設問題であったり、道路の無駄、そういうことをもっと国民の生活と照らし合わせて、本当に日本の国がそれをしてよくなるか、国民の暮らし、本当に立ち行かなくなってる現在において、それが本当に必要かどうか、この国の政治を握っていらっしゃる皆さん、よくお考えになっていただきたいと思っております。無駄、もっとあるんじゃないでしょうか。私たちはそういうふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 いろいろ話半分というか、意見を言えば切りがないんですけども、先ほど、道路も出ましたけれども、やはり、我々地方の末端の、私、灘ですけども、おれば、やはり道路が絶対必要ですよ。何ぼ少なくとも必要ですよ。

今、言よる道路は、国のほうがプロジェクト言いよるんですけども、私たちは、やっぱり今言う庶民の立場で考えるのであれば、そういうふうな、やっぱり道路、地域の、僻地の道路もやっぱりやるべきやというような思いを持っておるんですね。そういうふうなことの中で、やはり声も上げていきたいと思う。

ただ、道路、道路、ダム、ダム言うたって、地方の淡路にとっても、池が大事ですよ、池。この池を守るということは農を守り、土地を守り、国土を守るということですね。だから、そういうふうな部分的な一つのもんは精査していかなければいけないと思っておりますし、やはり、低所得者にか、所得が減ることによって社会保障費も削減されるんですよ。これ以上、どこまで切り詰めて暮らせるのか。そういうふうな切実な声がやっぱりあるんですよ。

今、言いよるのは、安倍内閣はそれを打開するために、やっぱり、とりあえず景気回復するんです。景気を回復、その政策を今行っておるんで、やっぱり景気回復と今後の社会保障の財源確保が一体となっていかなければいけないと思うんで、一体改革をとめれば、社会保障費が削減され、生活弱者とされているものが一層切り詰めが必要となることが懸念されるわけですね、やはり。

そういうふうな総合的なことから判断して、私はやっぱりやむを得ないという判断をしておるわけです。

○蛭子智彦委員長 参考人。

○参考人（堀井厚子） 中村委員のおっしゃることは非常によくわかります。灘に住んでおられる、私ども西淡町、松帆に住んでおりますので、津井や湊や阿那賀、丸山、その辺、本当に雨が降って道路が崩れて、もっと本当に安心、安全な生活にとって道路っていうのは欠かせないライフラインだと思っております。そういうところにお金を使っていたきたいというのは、私どもも願いは同じでございます。

ただ、そういうことをやる必要はもちろん全然否定をしておりますけど、安倍首相は、景気が回復したと言ってそういう消費税増税を10月1日に閣議決定したんですけども、実際に、私たち主婦としては景気回復というのは実感全然できないわけなんです。

ただ、物が上がっていないように見えるかもしれませんが、おみそにしても、マヨネーズにしても、中身減ってるんです。同じ198円であっても、298円であっても、おみそは1キロから、ずっと1キロだったんですけど、750グラムに減り、マヨネーズなんかも、ずっと500グラムだったのが350グラムになったりして、私も娘によく怒られるんですけど、お母さん、中身見て買い物してよねって。値段だけ見ないでって言われるんですけど、本当に実感がありませんよね。

そういう中で、社会保障を削られるのではないかということをおっしゃられたんですけど、実際には消費税上がったときに健康保険の本人負担が1割から3割になって、老人医療費の自己負担が外来800円だったんですよ。それが、今、1割から3割になってるんです。国民健康保険料は、始まった1989年に実際には7,700円の国民健康保険料払ってたんですけども、今、もう倍化してるんですよ。

その中で、本当に、もう一つ言えば、障害者福祉の自己負担が9割の人が無料だったんですけど、障がい者の自立支援法始まったことによって、原則1割負担になったんです。本当に障がい者の方も、お年寄りも泣いておられます。

実際には国民年金というのは、今、月額6万6,000円なんです。そんな中で、どんなふうにして生活していったらいいのか、本当にもうわからなくなっております。私も国民年金いただいておる年金生活者なんですけど、毎日毎日、財布の中身と相談しながら買い物行って、やっぱりやめとこか、そんな生活毎日、主婦してるんですよ。

そんなに国民が泣いてる中で、安倍首相、この増税、本当に踏み切っているものなんじゃないでしょうか。私たち本当に国民のことを考えたら、もっともっと無駄なことを削っていただいて、本当に国民のことに思いを寄せて政治していただきたいと切実に思っております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 先ほど、生活必需品が、今の生活に困るということの中で、きのうでしたか、テレビで見たんですけども、やっぱり軽減税率を10%に上がったときに、自公において、それは考慮していくんだという方向づけ、これはわかりませんが、方向づけだけは出したように報道で見たんですけども、それはそれなりに、その時点では考えていただくとおもうので、基本的には軽減税率は、やっぱりやっていくんだということは一歩前進でないか。それについては、そう思っております。

それと、今、それぞれの痛みは、国民、国民と言うけど、やっぱり日本の国に住んでおれば、やっぱり国民自体が痛みを分けるときには痛みを分けなければ私はいけないと思うんですね。

そやから、今、言われておるのは、大企業に偏っておるんでないんかとか、低所得者にしわ寄せがいつておるんじゃないかという論議が、今されておるんですけども、やはり、それは我々、そういうふうな政党を選んだ者として、その是正を少なくするように運動をしていつてすることが一つの痛みを国民が共有できるわけやないんかというような思いから、この今の国の財政状況から見れば、やっぱり世界の一つの税負担の状況とかを踏まえるとすれば、今回の消費増税は、私はやむを得ないのでないんかという思いであります。

以上です。

○蛭子智彦委員長 参考人。

○参考人（堀井厚子） 確かに、安倍首相は住民税の非課税世帯には2014年度に限ってと、まだ先は出しておりませんが、1万円差し上げますよということはおっしゃっておられます。

年金受給者には10月から5,000円上乘せしますよ、児童扶養手当の受給者には、また5,000円上乘せしますよということをおっしゃっておられますけど、それでは全然足りないんですよ。

もっともっと、私たち国民は痛みは実際にはもう受けてるし、国が大変だから協力しようということは思っております。ただ、これ以上、中小零細企業、日本は9割が中小零細企業だと私思っております。そんな中で、これ以上倒産すれば、税金を払うお金が減るんじゃないでしょうか。そんな中で、日本の国、本当にますます立ち行かなくなると私は思っております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 お話ししておってもなんですけども、基本的には論議は平行線としますので、私としてはそういうふうな思いでありますという、私の見解を言わせていた

だいたわけでございます。

○蛭子智彦委員長 参考人。

○参考人（堀井厚子） 委員長、よくわかりました。ありがとうございます。

○蛭子智彦委員長 他にございませんか。  
北村委員。

○北村利夫委員 この増税分、基本的には社会保障に充てるというふうに言われてますけども、それについてはどうですか。

○蛭子智彦委員長 参考人。

○参考人（堀井厚子） 社会保障に充てるというふうに言われてるんですけど、先ほど私も述べましたように、実際には社会保障と言われましても、年金は下がってきてるんです。今、安倍首相は、年金、現在10月から1%下がっております。次、2015年にはまた1%。それから、また2016年には0.5%。その先も1%ずつ下がるっておっしゃってるんですよ。そんな中で、社会保障費もどんどん悪くなっておりますし、まず、収入が減ることはもう間違いありませんので、年金の受給者にとっては本当に痛手なんですよね。

これから日本は老人社会へとまっしぐらに進んでいくことは間違いございません。というのも、子供が減ってきておりますのは、本当に議員の皆さん方、大変よくわかっておられると思います。そんな中で、安心して老後を暮らせる、そんなふうになんてしていただきたいんですよ。

そういうことで社会保障費、今まで日本の政府がやってこられたことを見ますと、ふえるとはとても思いません。そういうことで、ただ主婦の意見でございますが。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 年金が、いわゆる1%少なくなっているという、これ非常にタイミングが悪い状況なんですけれども、これは過去にいろいろ景気が上がったときと下がるときの差額というのが今出てきているということで、それは非常にタイミングが悪いとは思いません。

思いますけども、消費税、これからの、中村委員もちらっと言っていましたけども、国の

借金浸け、これ、やっぱりどっかで是正していかないかんという部分あると思うんです。そやから、そこらの痛みはお互いに国民が負担していかないかんと思うし、そういうような時期やと思いますけども、ただ、先ほど言いましたように、余りにもタイミングが悪いというのは確かなんです。そやから、消費税が上がって所得が少なくなる、これはほんまに、過去にもらい過ぎとった分やと言われても、なかなか納得しづらい部分はあるとは思いません。

気分的にはもやもやしたものが残るんですけども、いわゆる社会保障に本来は全額充てるんやということを本当は信じたいと思うんですけども、最近ちょっと方向が変わってきてる部分はあるんです。

でも、そういう方向にやっぱり社会保障に充ててくれということで、大多数の国民はそれをある程度支持してるというふうに僕は思ってるんやけども、これについてはどうですか。

○蛭子智彦委員長 参考人。

○参考人（堀井厚子） 私ども、街頭に出て、消費税反対の署名を、ずっと消費税始まったときからしておりますが、ただいまは、10月1日から以降、街頭に出ますと列をなして署名、私もしたい、私もしたいということで本当に皆さん頑張ってくれということで、次々と署名していただきます。

そんな中で、本当に国民、痛み感じておられるんですよね。社会保障費いっても、実際には障がい者の方は自立支援法によって利用すれば利用料をとられ、生活できません。そんな中で、一番弱い人に社会保障費というのは、私は与えるべきだと思っております。

そんな方が実際にはどんどん減ってきてるんですよということを、老人なんかも、先ほど北村委員もおっしゃったように、本当に年金下げられたら生活できないんですよ。そんな中で、幾ら、ちょっとしたあめを与えていただいても、長い目で見れば、実際には1年間のちょっとしたあめ、1万円あげますよって言われても、本当にその後続くかどうかの保証は全然ございませんので、実際には今の経団連の会長も10%で終わらないんですよ。私は15%にしたいって、実際にはおっしゃってるんです。

そんな中で、国民が生活していけない、そんな状態は社会保障費を本当に与えてくれるかどうか誰も信じておりません。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 確かにそのとおりだと思うんです、そこらはね。

ただ、今の日本見てもうたらええんやけども、いわゆる税収が40兆円で、生活する予

算が80兆円、90兆円ということですから、自分のもうけよりも倍の生活してるということなんですよね、極端な言い方したら。だから、これはどっかでやっぱり是正していかないかん。

ただ、僕は政治というのは、基本的には弱者救済やというふうには思います。そやから、あとは個々の問題として、国でいわゆるお金を一旦プールする。それをどういう配分するかということが一番の問題違うかなというふうには思うんです。

そやから、個々の問題については我々だって、いわゆる低所得者、障がい者等に対しての手当というのは十分に訴えていかないかんというふうには思いますけども、全体として、それも財源がなかったらどうしようもないということなんで、いわゆる全体のことを考えれば、今回はある程度やむを得ないのかなという気はしてます。

そして、あとは、そういう生活弱者といわれる方、また身障者の方々に対しての、いわゆるフォローのあり方いうのも、逆にまた議論すべき問題かなというふうには思ってます。以上です。

○蛭子智彦委員長      ほかにございませんか。  
吉田議員。

○吉田良子紹介議員      税と社会保障の一体改革という名目のもとで、景気回復したということで安倍首相が10月に決断されたわけですけれども、私たちの周りを見ますと、景気回復したという実感はないわけで、皆さん、議員の方々の周辺でも景気回復を実感したという方が本当にいらっしゃるかどうかというのもあると思います。

安倍首相が今回景気回復したというその背景には、やはり、都市部での民間住宅の需要が伸びた。それも消費税増税を前倒して個人が住宅を買うというところで景気回復した、その資料として挙げてるわけですけども、具体的に個人消費は伸び悩んでるというのが実態だというふうに思っております。

それとあわせて、消費税が導入されて既にもう22年なります。その間に税収は総額で224兆円、すごい金額ですけども、その同時期から、いわゆる法人の企業が納める税金の率をどんどん下げてきて、その減収は208兆円にも上っているということになります。そうしますと、やはり消費税増税が本当に社会保障に使われたのかというところではすごく疑問が残る数字が今現在明らかになってます。

消費税増税するときには、高齢化社会のためというのが口実で、大宣伝されてきましたけれども、この間、介護保険の制度や後期高齢者の医療制度が始まって、いろんな負担がふえる。さらに、先ほどの障がい者の問題でも負担がふえる。やはり、そういう税収が本当に高齢化社会、障がい者の方も含めて、そういうところに使われてこなかったというのは明らかであります。

最近では、東日本大震災、企業には特別復興税というのを3年間かけるというふうなことを言われておりましたけれども、これを1年間前倒しで廃止すると。そのお金が8,000億円とも言われております。そして、きょうの神戸新聞などでも見てみますと、大企業などでの交際費を50%まで非課税にするというふうなことで、今、本当に消費税が私たちの暮らし向きに使われていくのかというのは、大変不安な点があると思います。

今回、これを見てしまいますと、将来的には、先ほど言われたように、経団連が消費税増税をせえと強く国に言うておりますので、その突破口になる一つのことになるので、このたびはぜひ請願を上げていただいて、南あわじ市民の声として国に届けていただきたいと、そういうふうに思っております。

○蛭子智彦委員長　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　それでは、質疑がございませんので、これで質疑を終結をいたします。

　　暫時休憩します。

(休憩　午前10時38分)

(再開　午前10時39分)

○蛭子智彦委員長　それでは、再開いたします。

　　請願提出者及び紹介議員からの説明、そして質疑も終わりましたので、これより委員間討議を行いたいと思います。

　　何か御意見はございますか。

　　北村委員。

○北村利夫委員　　いわゆる、この社会保障に使われるということで、国のほうで最初、話あったんやけども、これが大分方向性が変わってきてるのは確かやと思うねん、いろんなやつが出てきとるので。

　　ただ、消費税上がるということについては誰かってもろ手挙げて賛成やという人は少ないと思います。

　　やっぱり、どっかでこのままでは立ち行けへんやろなということで皆、希望なりを持って、これが、いわゆる生活弱者やと言われる人たちにも回っていくんやと、高齢者に回っ

ていくんやという思いがあって、みんな辛抱して消費税払おうかという気になってる人が多くなってきているというふうに聞いてます。

そういうことで、いわゆる、この使われ方に対して注文つけるというのも一つの方向性かなとは思いますが、妥協案としてね。

○蛭子智彦委員長　　少し、ちょっと確認をしたいのですが、今のお話は、意見書案として出してるものじゃなくてという意味合いと捉えてよろしいですか。

○北村利夫委員　　この意見書案に対して、いわゆる附帯をつけるいうんか、中で一部を足したような形でいくというのか、そこらもう一回相談してもろたらいいと思うけども、やっぱり純粹に、この社会保障だけに使うてくれというふうに、この増税分については当初の目的どおり使うてくれという趣旨にするんかね。

○蛭子智彦委員長　　中村委員。委員間討議をしておりますので、どうぞ御自由に発言をしてください。

○中村三千雄委員　　一応、請願に出たものは請願としてきちっとけりをやっぱりつけるべきやという、私は考えを持っております。

以上です。

○蛭子智彦委員長　　副委員長。

○長船吉博副委員長　　僕は、皆さんにちょっと逆に聞きたい。

今、この地方、本当に景気よくなってますか。このあと、TPPがどうなるか、これによって、より一層この田舎、地方が疲弊していく現状にあると僕は思うんですね。

消費税増税いうのも、それはやむを得ん部分もあるかもしれませんが、実際、これだけ借金してきたのは、やっぱり、これ国会議員、官僚、そこらがやっぱり悪いと思う。特に、この地方においても、この南あわじ市においてもそうだと思いますよ、これだけ借金ふやすいうのも同じことだと思うんですけどもね。

だけど何でも、普通、個人の家庭だったら、やっぱり給料に対しての身の丈の生活をせなやっついていけないんですよ。それが、今後、この南あわじ市も同じですけども、地方がこれから本当に景気がよくなって、税収がふえる、そういうことはなかなか難しいんじゃないかと僕は思うんですけども、皆さん、どういうふうに思ってます。

○蛭子智彦委員長　　熊田委員。



○熊田 司委員           そこまでくると話が大きくなりすぎて、いろんな考え方もあってまとまらないと思うんです。

ここは、先ほど出していただいた請願に対してどういう、賛成か反対かという態度を示すべきで、そこまで話を持ってくると、これは何時間あっても足らんようになってくると思いますんで、あと1点、僕はやっぱり、我々の世代でなしに、次の世代のことも考えて、やっぱりしっかりとした態度を我々のときから借金を後送りさすんじゃなしに、我々の分で今の世代で負担できるところは負担してという、将来性もしっかりと踏まえた上で、消費税も今回は必要ではないかなと、そういう思いでおります。

以上です。

○蛭子智彦委員長           ほかにございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員           きょう御提案された請願の意見書ですよ。

消費税を上げるということについては国民はほとんど、私も含めて上げてほしくないなと、当然思ってますよ。

しかし、やっぱり、一步退いて冷静に今の日本の財政状況、特に今、問題になってる社会保障制度の問題、これは日本は戦後、国民皆保険を中心に、世界に非常に胸張れるような制度をつくってきたんですよ。その中で、いろんなひずみが出てきてる、これは事実であります。

しかし、この社会保障制度全体を維持していく、やっぱり、ますます高齢化社会が進展している、一方では少子化も進行していると。そういう中で、これからの日本をどうしていくんかと考えていったら、先ほど来、中村委員、北村委員おっしゃってるように、国民それぞれはそれ応分の負担をしていくべきだと、腹をくくるべきだというような観点で、このたびの、今年の衆議院選挙、その前の参議院選挙ではいろいろ消費税の問題、議論になってました。

しかし、国民はやむを得ず、やっぱり、ある程度上げていかなきゃあないんじゃないかなというようなことで今回の、今の政治状況をつくり出してしまってるんですよ、はっきり言うたら。私は反対しましたけども。

しかし、そういう今の動きなんで、やっぱり、この時点で消費税をストップ、そのまま現状維持というのは、ちょっとやっぱりこれからの将来に対して、私自身の考えだけなんですけども、無責任じゃないかなというような思いをしております。

以上です。

○蛭子智彦委員長           ほかにございませんか。  
副委員長。

○長船吉博副委員長           委員長。

○蛭子智彦委員長           少し議論に参加できておりませんので、今の参考人の御意見、あるいはこの場の委員の皆さんの御意見を伺いながら、やはり、国が消費税増税ということを踏み切ったところには財政再建という大きな旗印があると。

しかしながら、この消費税が実質、国において導入されて以降、財政は悪化する一方ではないのかなという印象を持っておるんですね。

消費税3%に上げ、5%に上げ、それでも財政再建ができない。これを、さらにまた10%に上げていって、これまで3%、5%ということで好転するどころか悪化をしておるということについて、やはり我々はしっかり見ておく必要があるんでないか。

つまり、先ほども参考人並びに紹介議員からの資料提供といいますか、情報提供ということで200兆円余りの消費税の納税があったと。しかし、その一方で、ざるのように、その税収が社会保障や暮らしの再建に使われるのではなくて、大企業向けの減税に使われておったと。

そして、減税された分が、現在、大企業の内部留保として蓄積されてるのが270兆円を超えておるということを考えれば、国民が納めた消費税が大企業の内部留保に流れているというような見方も、これは、そういう見方をされる経済学者もおられると思います。

そして、そのことが個人消費の足を引っ張って、非常にこの景気回復、日本が一番成長のおくれた国と、世界の中でも取り残されている国というふうにも、そういう評価をする経済学者もおられますね。

ですから、今回の消費税増税というのが、先ほども委員の発言にありましたように、本当に国民に向けて使われるものとしては非常に疑問があるというふうに私は思っております。

そして、これは請願の趣旨が消費税中止を求めるということですので、この点についての採決はしたいと思うんですけれども、これはまた別の議論の中で、やはり国民に向かってその説明がつくように、これで景気回復ができて、そして社会保障がしっかりと進んでいくようにという発委はまた後ほどに議論をいただければなというふうに思います。

それは、委員間討議を踏まえての私の意見です。

終わります。

○蛭子智彦委員長           登里委員。

○登里伸一委員　　私は、景気回復をしなくてはこの国が活性化しないと考えておるんです。

そのために、このたびのアベノミクスによって少しずつ回復いたしましたし、各会社の決算もようになってきたと。そういうことは、結局、その景気回復を後押しする一つの消費税だと考えておりますので、ぜひ、田舎まで潤ってくるような景気回復が見られることを願っておるんで、私の意見はそういうことです。

○蛭子智彦委員長　　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　　質疑がないようですので、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　　それでは、御異議がございませんので、これより採決を行います。

請願第1号、国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書についてを、採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 少 数)

○蛭子智彦委員長　　賛成少数でございます。

よって、この請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

では、この請願についての審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時51分)

(再開 午前10時51分)

④ 議案第65号 平成25年度南あわじ市一般会計補正予算(第5号)

○蛭子智彦委員長　　それでは、再開いたします。

説明員入れかえの関係により、審査の順序を変更して、議案第65号、平成25年度南

あわじ市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

それでは、議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。

付託案件につきましては、本会議において説明を受けておりますので、順次、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長            それでは、議案第65号についてを議題とし、これより質疑を行います。

質疑は分割をして行います。

まず、歳入について質疑ございませんか。

歳入は、議案第65号の16ページまでというふうになっておるとお思いますので、よろしくお願いたします。

質疑ございませんか。

中村委員。

○中村三千雄委員            13ページの離島振興補助金について、どういうふうな使途とか、どういうふうな算出とかで出てきておるんですか、ちょっとお聞きしたいです。

○蛭子智彦委員長            市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和）      離島航路補助金の特別交付税算入の部分になります。

○中村三千雄委員            わかりました。

○蛭子智彦委員長            ほかにございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員            13ページの県支出金の農林水産業費の県の補助金で、ずっと右のほうの説明のところで、県単独研究ため池云々、約1,000万円の減であるとか、軒並みずっと県からのあれが減ってるんですが、これはどういう経緯でこないなってるんですか。

○蛭子智彦委員長            農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治）      特に、ため池の整備事業の補助金につきましては1,0

26万円、これは事業自体は実施するんですけども、事業の中身が変わったということで、当初、県単ため池事業ということで実施する予定やったんですけども、これが県が57%、市が29%、地元が14%のため池事業なんですけども、これが震災関係の農村地域防災減災事業ということで、国の事業に事業の内容が振りかわったということで、今回は国が55%、県が20%、市が20%、地元が5%と、地元にとっては14%要るところが5%に軽減できた。国の補助金が入ってきたということで、事業の実施する目的は一緒なんですけども、事業メニューが変わったということで、このように県の負担分が減ったということで挙げさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 そのほかには、例えば、灘のビワ20ヘクタールの復活大作戦事業補助金が100万円減であるとか、また、経営体育成支援事業補助金、これは大きいですね、2,352万円も減っておるといことは、これもちょっとどうなんですか、御説明お願いしたい。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 灘のビワ20ヘクタール復活大作戦事業補助金、これ当初、県の補助金が100万円、市の補助金が50万円、地元の事業主体であるJAあわじ島農協が60万円ということで、210万円の事業を実施する予定であったんですけども、県の要項が変わりまして、県の補助金が市を経由せんと直接事業主体であるJAあわじ島に渡すということになりましたので、うちの収入の100万円を減額しております。

それと経営体育成支援事業補助金、これにつきましても、個人の農機具等の支援でございますけども、個人が農業を改善するのに、向上目標を二、三点挙げまして点数で採択されるんですけども、この採択条件の中に、平成25年度、新たに人・農地プランに位置づけされた中心的経営体という条件が入りました。

御存じのように、人・農地プランというのは地域でプランをつくっていただいておりますけども、南あわじ市にプランが5地区ございます。このプランというのがなかなか進まなくて、希望を挙げておったんですけども、プランの作成が難しいということで、この事業を断念せねばならないということで、今後、このプランの推進に力を入れていきたいなというふうに思っています。

当初、計画を挙げておった個々の農機具等の導入対象者がこの条件に合わないということで減額せざるを得ないということになりました。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ぱっと補正予算書を見てたら、農業振興部のこの辺の事業の補助金が県からカットされてると、何か南あわじ市、軽く見られたん違うかなというような印象で、素朴にお聞きしたんですけど、要項の変更であるとか。

ただ、これは経営体育成支援事業補助金と、これはやっぱり、そういう事実こっちのほうがかけたみたいな感じ、今、印象受けたんですけども、やはり、これは今、農家のほうもいろいろ工夫して、この補助事業を受けれるような方向で御努力をお願いしたいということで質問を終わります。

以上です。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 同じページのその上なんですけども、民生費県補助金の、いわゆる母子家庭高等技術訓練促進事業費補助金なんですけども、これはもともと幾らの補助金やったんですか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） これについては、県の民生費県補助金ということで計上しておったんですけども、当初627万2,000円でございます。これ、全額マイナスとしておりますけれども、これは県の安心子ども基金という名目での助成でございましたけれども、これは国庫支出金のほうへ移行になるということで、振りかえということでございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 終わっておきます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その同じことになるんですけども、母子家庭というのは、離婚とか、そういうことである場合と、シングルマザーの場合もありますよね。最近、よく話題になってるシングルマザー。それも対象にはなってるんですか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 当然、対象となっております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 思いますじゃなしに、なってるんですね。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） なっております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。  
登里委員。

○登里伸一委員 勉強不足で申しわけないんですが、12ページの国庫支出金の2項の国庫補助金で、地域の元気臨時交付金というのがありますが、これの内容等聞きたいと思います。

○蛭子智彦委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） これにつきましては、去年の国の補正予算におきまして措置されたものでございまして、国の去年の補正予算で南あわじ市のほうで補正予算がついた分のうち、市の財政負担分について、その負担の8割を国庫補助金で交付しようというような補正予算がございました。

その執行につきましては、平成25年度の予算で措置をするということで、当初予算でも1億6,000万円予算措置をしております、額がなかなか確定しなかったわけなんですけども、このたび額が確定をいたしましたので、今回、その負担額について補正で措置をさせてもらったということでございます。

その充当事業につきましては、市単独のハード事業に充当ができるということで、もう既に予算措置をしておる事業についても充当が可能ですので、一部財源振りかえというような形で予算を措置させていただいておるものもでございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員      ちなみに、どのような事業をなさっておるのかお聞きします。

○蛭子智彦委員長      財務部次長。

○財務部次長（神代充広）      いろいろな事業があるんですが、保育所の改修工事であるとか、観光施設の改修事業、それから、市単独の道路改良事業、それから河川維持事業、あと、社会教育施設、体育施設の改修工事にも充当をしております。  
以上でございます。

○蛭子智彦委員長      ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長      質疑がないようですので、続いて歳出に入りたいと思います。  
ページは17ページから43ページまででございます。  
質疑ございませんか。  
熊田委員。

○熊田 司委員      22ページ、児童措置費の中で、福良保育園とぬしま保育園、松帆南保育園の運営委託料がふえたということ、これはどういうことでふえたのでしょうか。

○蛭子智彦委員長      健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）      これについては、当初見込みよりも私立保育園での入所児童がふえたというところでございます。

○蛭子智彦委員長      熊田委員。

○熊田 司委員      それぞれどれぐらいふえたんですか。

○蛭子智彦委員長      健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）      年間の延べ人数で申し上げますと、福良保育園につきましては75名、沼島が48名、松帆南が45名でございます。



主に、未満児というところでございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 申しわけないです。延べ人数というのは、どういう換算をするんですか。済みません、申しわけないです。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 例えば、1人でしたら年間12名という、月単位で、そういうことです。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。  
熊田委員。

○熊田 司委員 同じく22ページですが、保育料システム改修委託料でございますね。これは、どういう改修をされるんですか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 子ども・子育て支援制度というものが平成27年度からスタートいたします。それに伴う保育関係の必要となるシステムの改修でございまして、主には、保育に欠けるとか、そういう入所者の必要性の認定というものをするようになってございます。

ですから、そういう認定に係るシステムの改修であったり、それから、施設事業者の確認であったり、保育給付費の請求に関する審査支払い、ここらについてのシステム化、そういうところの改修経費が主なものでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 同じ22ページの今の委託料のその下、補助金及び交付金のところで、これも過日の本会議でも若干御質問ございましたが、保育士等の処遇改善臨時特別事業補助金475万円と、これは、私も不勉強で申しわけないんですけども、ことし始まったんじゃないしに、従来からずっとこの補助金制度はあったんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） この制度については、今年度からスタートいたしております。

本会議でも質問があったんですけども、いわゆる待機児童の解消ということで、施設整備がいろいろ急がれております。しかしながら、保育士の確保がなかなか難しいというようなところで、やはり保育士の処遇を改善すると、そういうところでこういう制度ができております。

一応、この事業補助金の対象となる保育所ですけれども、松帆南、それから松帆北、それから福良保育所、この3園が補助金の対象というところで計上しております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 具体的には、どういう方が対象になるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 保育士でございます。いわゆる保育所で働く保育士、いろいろ経験年数も違うと思うんですけども、その経験年数に応じて事業単価というものがございまして、積算したものを申請すると、そういうところでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということは、何か、申請して該当して受けれる人ができたら、手当なんかはふえるわけですか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） それぞれの園でやり方は違うと思うんですけども、やはり処遇改善というところで、月々の月給等に反映できれば一番ええとは思いますが、市内の保育所、今3園の対応について確認をしておるところでは一時金で支給すると、そういうふうなことのようにございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員      ちょっと私の感覚的に理解しがたいところがあるんですけど、同じように仕事として、特定の人が申請をして、何らかの手当をもらえると。例えば、私ももともと学校の教員ですから、主任手当というのがありましたよね。主任という仕事、特別な仕事をしたら月5,000円の手当を全国的にもらえるというような制度なんですけども、何かその辺、ほかの職員との絡みで、何か特別この人だけが例えば申請して、保育所長が市のほうに申請して、この人がもらえるようになったら、何でその人だけがもらえるのかなというような、ちなみに何ぼぐらいもらえるんですか、それも含めて。

○蛭子智彦委員長      健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）      申請するというのは、個々の保育士が申請するというんでなくて、保育所が申請をします。その保育所で働いておる保育士の、いわゆるそれぞれ経験年数も違うと思うんですけども、その経験年数等に応じた基準額がございまして、その総額を個々の保育所が市のほうに申請すると、そういうところでいただいた補助金のそれぞれの保育士に対して、いろいろ改善する手法はあると思うんですけども、今、聞いておるところでは一時金として個々の保育所、ボーナスというんか、そういう一時的な支給をするというところがほとんどでございます。

○蛭子智彦委員長      森上委員。

○森上祐治委員      私もちよつと誤解しとった面があるかもわからんですけども、特定の、例えば、今の松帆北、南、それから福良、3カ所の民間保育園の一人一人に、特定の人だけにいくの違うねんな。大体皆、その職員全体に、経験年数を置ける。それだったらわかりますわ。

何か、私も教育界で物議かもした主任手当みたいな、そんなんを県が補助しようのかいな、腐ったことするなと思ったんですが、わかりました。

○蛭子智彦委員長      北村委員。

○北村利夫委員      今の関連なんですけども、保育士に限定されてるんですか。これ、保育士等になってるんよね。

○蛭子智彦委員長      健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）      私も細かくは認識してませんけれども、やはり、保育士

等というようなところで、保育士であったり、調理師、その保育所で働くような職員に対してやと思います。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 本会議で説明あったときには、保育園の先生の人材確保のための費用に使われるというふうに聞いた記憶あるんですけども、そうでなかったんですか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） やはり、保育所をいろいろ整備していく中で、保育士が不足しておると。やはり、そういう保育士を確保するためのこういう処遇改善であって、そういう認識で私、答弁したと思うんですけども、違いますか。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 趣旨がどうも違うように、先ほどの答弁聞いてて思ったんですけども、本会議のときの答弁と今の答弁と。

人材確保のための費用と、いわゆる人件費として使われるのでは、大分、趣が違いますよね。

○蛭子智彦委員長 もう少し、制度の概要の説明をしていただいて、質疑を前に進めたいと思うんですけども、説明いただけますか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） この事業の目的という文章をちょっと読まさせていただきますと、「待機児童の早期解消のため、保育所の整備等によって、量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士等の確保が問題となっている。保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める」と、こういう目的で設置された事業でございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今の目的を聞きますと、働いてる人の人件費に充てるのはおかしいですよ。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 25 分)

(再開 午前 11 時 26 分)

○蛭子智彦委員長 再開します。  
健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） ちょっと説明が不十分というようなことをございまして申しわけないですけども、この対象となる保育所は私立の保育所というようなことで、やはり、公立の保育士と比べて賃金的に安い部分が多いのかなど。

ですから、私立の保育所の保育士、ここらの処遇改善を図るために、そういう一時金であったり、また給与への反映であったり、そういうことをするためにこういう事業をつかったというところでございます。

○北村利夫委員 終わっておきます。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。  
廣内委員。

○廣内孝次委員 25 ページの地籍調査費ですけども、進捗状況をお尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 進捗状況といいますと、市内全体の。

○廣内孝次委員 全体……まあ、全体で。

○農業振興部長（神田拓治） 今、市内全体の進捗率は 42.2% でございます。

旧町別もあるんですけども、特に一番進んでいるのが旧三原地区です。山間部も結構やっておりますので、どうしても山間部すれば率が上がってきますので、平野部の平均ですけども、74.16% ということです。山間部が、これは市内全体ですけども 20.01%

の状況でございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これは、恐らく入札減でこういう金額が出たんだと思うんですけども、これ、まだされてない所に転用するような形はできないんですか。

調査率は今、聞きましたけども、大変悪い中で、余ってきた場合、その近辺やるというようなことはできないかどうか、お尋ねします。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） そのことも考えました。ただし、平成24年度の補正で震災関係、海岸沿い、福良とか、丸山とか、阿万とか、その辺を集中的に実施している今、現状です。平成24年度の補正予算をいただいて、繰り越しで平成25年度実施しております。

平成25年度においても、今現在116ヘクタール近くの面積を今実施しております。フル回転でやっておりますので、入札減でこのお金が減ったんですけども、これを流用しようかなと思ったんですけども、これ以上無理しても難しいのかなということで、平成26年度以降に回させていただくということで、今、減額させていただきました。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 おくれているところは十分あると思うんですけども、大体、旧町単位で考えれば、完了の予定は大体いつぐらいに考えておりますか。わかりましたら。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 御存じのように、地籍は入って、現地調査から、測量から、認証からもらって、3年単位で完成していきますので、今もちょっと触れましたけども、三原が今、完成が89.3%、南淡が33.7%、西淡が14.9%、緑が23.3%でございます。

主に山間部はほとんど残っておるんですけども、平たん部でも、今一番悪くなっているのが緑と西淡なんですけども、緑が36.8%、西淡が48.6%ということで、これをなかなか平野部の完成まで持ち込むにも大分年数がかかるのではないかなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 山間部も必要ですけど、一番、必要なは山間部以外、どない言うんですか、税収の関係もこれ出てくる思うんですよね。  
ですから、そこらを重点的に先に進めるとか、そういうのはできないんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 先ほども言いましたように、震災の関係で海岸沿いを中心に未整備のところは調査に入っておるといことで、随時、平たん部を中心に実施している状況でございます。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。  
長船副委員長。

○長船吉博副委員長 18ページ、離島航路補助金、この沼島汽船に実際、年間補助金行っておるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 国、県、市とありますが、赤字部分をそれぞれが一つの規定に基づいて支出するというようになっております。  
1億円前後から、年によっていろいろ違っておりますけども、大体、最近については9,000万円台から1億円というところになっております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 これ、沼島の住民の足でわかるんやけども、年間大体、乗船する回数、人というのはほぼそんなに変わらないと思うんですよね。  
その中で、やはり沼島の方から特によく聞くんですけども、少し風が吹くととまるというふうなことが多々聞こえてくるんですよ。  
欠航する基準というのはあるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 今、手元に詳しい資料を持ってないんですけれども、波の高さであったり、風であったり、台風とか云々というのではなくて、そういう基準が船の中にありますので、それに基づいてするようになっております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 住民の方が言うんですけれども、漁船が灘まで迎えに行けるのにとまっとるといような、これは漁船やから無理して行きよるのかもわからんけども、住民迎えに行くために行きよるんであって、その基準の数値がそれでいいのかどうか。

船の大きさにもよると思うんです。それと出力、そういうようなものによるんだと思うんですけれども、そういう国とか、どっかの航行についての安全基準とかいようなものがあるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 法に定めがありまして、このたびも観光商品を開発するために漁師さんに17軒ほど集まっていたいただいて、1周回っていただくプログラムをこしらえました。

そのときも、海運局のほうですか、行きましたところ、波が何メートル以上になったら、必ず出航してはならないとかいうのを相当細かく言われております。

ですから、法に定まった規定に基づいてしないと、こういう認可業務はだめだということになっております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 25ページ、委託料、食の拠点施設実施設計ですね、これ本会議の中でも質疑あったんですけれども、運営主体がまだはっきりしてない時点で見切り発車で注文するんやと。いわゆる実施設計に踏み出したということなんですけれども、そういう答弁、違いましたか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 昨年の12月、マスタープランを発注して食の拠点の整備の内容を基本設計近くまで詰めてきました。



その中で、管理運営していただくには、市内の農水産団体を中心に管理運営してほしいということで、推進協議会の中にもそのメンバーが入っておりますので、その辺の内容については随時、協議会でもお願いしていた経緯がございます。団体の中では農協が中心になるであろうと。

議会のほうの答弁では、今、調整中ですということをおっしゃっていただきましたけども、農協との協議の中におきまして、1月にこの案件について理事会にかけたいという回答もいただいております。

最終的には、総会にかけるとまでは新しい会社は設立できないと思いますけども、各団体もそうだと思います。漁業組合の関係も5月か6月ごろ総会ありますので。だから、最終的には6月ごろに新会社できると思いますけども、主になる農協が1月に理事会に提案として挙げますという回答をいただいておりますので、前向きにいつているのではないかなということ。

この実施設計の話も伝えました。実施設計になって使う人が中心になって中を精査するのが当然であろうということで、職員の1人の指名もいただきましたので、その会に出さすというような回答もいただいておりますので、前向きにいつているのではないかなという判断をしております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これはうわさなんですけども、いわゆる農協のほうも一度コンサルでも入れて、そして、これが本当に立ち行くかどうか一回精査してみるとというような話も聞こえてくるんですが、そこらも、もちろんそういう情報は入ってますか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 当然、うちもマスタープランでつくった収支計画案を農協に提示しましたけども、農協は農協の独自で精査するということを聞いております。実際、行っているというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる農協のほうは、その結果はいつ出てくるというふうに言われてるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 1月の理事会までには理事に説明する資料として、そこまで完成させたいというような意向を聞いております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、お互いにすり合わせはまだこれからになると、いわゆる農協のほうから1人担当者を入れるという話ですけども、でも、正式な段階ではまだ入ってないと。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 施設整備委員会には、もう会を開いてまして、農協の職員も来てもらって会で進めている状況でございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、農協自身もこの運営主体に主体として中心として入るということは、もう前提で話を進めてるということなんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 農協も、うちもそうですけど、議会の承認なくて行動できないと。農協もやっぱり理事会、総会その会議を開いて承諾を得なければ公表して表立って行動できないということで、その辺の絡みもありますので、今は粛々と水面下で協議させていただいております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。  
登里委員。

○登里伸一委員 29ページの委託料、海岸環境整備委託料と、海岸漂着物地域対策推進事業委託料とありますが、港湾費に入ってますね。

この違いと、範囲的にも港湾と海岸とは大分違うと思うんですけども、港湾、海岸というのはたくさんあるんでしょうか。これをお聞きしたい。

○蛭子智彦委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（垣本義博） まず、この海岸環境と海岸漂着物ということで、当初、海岸環境整備ということで市50%、県50%ということでそれぞれ117万円を出しまして、234万円がこの事業をしておりました。

それが、新規事業ということで平成25年から2年間ということで、県の補助が100%ということで、そういう事業ができました。今回、その事業のほうに組みかえております。

それと、基本的に、海岸の種別なんですけども、都市整備でございますので、国土交通省所管の海岸の清掃を行います。

それと、あと商工観光が持っております慶野松原海岸の一部、それと阿万港海岸の砂浜の整地、あるいは砂の飛散防止、その事業と区別をしております。

ちなみに、私どもの海岸のほうは西淡海岸ということで慶野・五色、あるいは湊・津井、それから、阿那賀志知川・阿那賀、それと、あと湊海岸、あと南淡海岸ということで、鳥取・刈藻、あと福良港海岸を都市整備部の管理課が担当しております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 よくわかりました。

と言いますと、結局、南あわじ市における海岸を全部カバーできるということなんですが、この金額で全部本年度はやれるというふうなことになるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） この事業につきましては、以前に平成21年から平成23年で海岸漂着物というような事業をやっておりました。それで、平成24年、平成25年はないというようなことで、県のほうから聞いておったわけなんですけれど、このたび平成25年度につきましてはこの事業を新規にまたついてきたというような、そんな形になってございます。

それで、海岸の延長につきましては、今、8.4キロを実施する予定でございます。これは、平均幅にいたしまして、20メートル程度というような、そんな事業になってございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。



○産業振興部長（岸上敏之） さようでございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、実際にさっきも言いました6戸建てで4戸しか入れへんかったと、本年度は。あと2戸余ってますよね。その2戸は学生が使用すると言わない限りは空けとかんとあかんわけですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） この分の要綱については、3分の2以上学生ということを決めております。

ですから、3分の1の部分についてはおっしゃられるようなことは可能かなと思っております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうなりますと、その補助金の趣旨とはちょっと違ってくるような気もするんですが、その点は、どういう趣旨で補助金を出すのか。その点をお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 建てた戸数に学生に入っていただくというのが原則であります。

そうは申しましても、選ぶのは学生のほうですんで、あくというところがきますので、あいた場合に、経営が成り立たないというところもあるんで、本会議で産業振興部長が、税金の10年分程度の部分を学生マンションとして提供いただければ補助しますよと、こういう趣旨ですんで、やむを得ず、若干の空きがある場合はいたし方ないという理解でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、例えば2分の1だった場合は、6戸建てで3戸しか入れへんかったと、学生が。その補助金はどうなるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 結果は逐次、調査はさせていただきます。一部返還の部分もあろうかと思えます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それも、そういう要綱の中にはちゃんと入ってるわけですね、返還も求めるという項目は。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 実績報告の部分があるんで、学生の入居状況が確認できるもの、それから補助金の額の確定通知という部分、それから財産の処分の制限というところもございまして、そこらで制約はかかるものと思っております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございせんか。  
北村委員。

○北村利夫委員 関連で。

いわゆる10年分ぐらいの固定資産税部分ですけども、これは建てたときに一律支給ですか。それとも、毎年10年間になるんか、どっちですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 建てたときの、いわゆる1戸50万円という形でお支払いをする予定でございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、一括払いやということですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そうしますと、今の件ですけれども、いわゆる半分しか入ってないとい  
ったときに、返還はできますよと。そういうときに、これ1年目は入れへんかったけども、  
2年目、入るかもわからへんと。そうなったときには、非常に事務も大変やと思うんです  
けども、これはどういう事務になるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 恐らく確認をさせていただいて、やむを得ないという部  
分も出てこようかと思えます。

毎年毎年の確認になるかとは思いますが、その点は十分、見合う部分で話し合いを  
していきたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 実際、そうなんでしょうけども、一旦、後からいろいろ吐き出す部分  
が非常に、家主さんにしても抵抗が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが、  
そこらの取り決めというのは、きっちりする必要はあるのかなと思えますけどね。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） できる限りでやりたいと思うとるんですが、建てていた  
だければ優先的に学校側とタイアップして極力入っていただくような努力をします。

もう1点は、木造の場合は一月4万円（上限）、鉄筋・鉄骨の場合は4万5,000円  
（上限）ですんで、周辺の条件と照らし合わせれば、新築ということもあって、学生が拒  
否する場合が非常に少ないであろうというふうに思っておりますので、そうした心配も  
ありますが、その心配の部分については担当課と十分協議しながらどういう形がベストか  
いうことをきちっと決めていきたいと、そのように思っております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 学生の場合はワンルームが基本だと思うんですけども、この建物につ

いてはワンルームなのか、それとも2Lとかいう形になるんか、どうなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 一応、要綱では一区画の住戸1戸の床面積が22平方メートル以上であって、浴室、トイレ及び台所が専用であり、冷暖房設備を備えるものというふうに規定しております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。  
廣内委員。

○廣内孝次委員 今回の関連ですけれども、地域的な指定は特にはないわけですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 本来は、周辺で欲しいわけですが、なかなか線引きができないということで、市内という形にしております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 大学生以外でも可能ですか、その点いかがですか。高校生なんかでもちょっと入るという場合があるかもわかりませんので。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 学生の定義で、市内の大学に在学している、または入学することが決定している者をいうということに限定しております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。  
登里委員。

○登里伸一委員 25ページの委託料、食の拠点施設整備実施設計のことなんですけど、今までにもお聞きになって、答弁もしておるかもしれませんが、やっぱり、一番問題になるのは、民間に対する影響がどのようになるかということになると思うんですね。

計画の段階で、そういう検討をしたと思うんですけども、もし、その辺のことがわかっ



ておりましたらお聞きしたいなと思います。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 食の拠点ができることによつての、市内の民営圧迫につながるのではないのかという質問だと思いますけども、一番基本的に考えたのは、これは農業振興策としての食の拠点をまず考えております。

御存じのように、農家は天候に左右され、精魂込めてつくった生産物が南あわじ市内は農協という系統出荷で出荷していただけるんですけども、付加価値をいかにつけるか、農作物の付加価値をいかにつけるかがこれからの重要なもうける農業への取り組みかなと。

それに対する付加価値をつける、食の拠点というのは一つの六次産業化でございますので、直売所を活用し、農家の所得向上並びに、農家が高齢化になっても少しでも携われるようなことを考えて、今後、こういう分野も必要であろうということで、行政が振興策として取りかかっている案であり、農家が少しでも所得が上がれば、市内の経済の活性化につながるのではないのかということと、この間、原口議員さんが外貨という言葉を使うて説明させていただいたんですけども、今の淡路市内でも直売所関係の食材というのは、淡路の外からの民間の企業が入ってきて販売しておると。できるだけ地域を活性化するには、地産地消で外貨を外へ出さんようにするのが第1点と、2点目は、外から外貨をとってくるというのが地域の活性化の役割に一番貢献できるのではないのかというようなことを言われました。確かにそうだと思います。

食の拠点は地産地消、地元の食材を地元でできるだけ活用し、外貨を外に出さないという目的であれば、民迫にも少しは影響があるかと思っておりますけども、それを中心に地域の活性化に結びつけていきたいというのが主目的でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 活性化するために一生懸命考えていったということはよくわかりました。

商工会ですかね、その辺の意見は何かあるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 一応、推進協議会にも商工会の役員の方も参加して、今、議論を、推進するについては一緒にメンバーに入って協議を進めております。

具体的な向こうからの意見は、今のところはありません。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。  
再開は午後1時。よろしくお願いします。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

○蛭子智彦委員長 再開いたします。  
午前中に引き続き、議案第65号の審査を行います。  
質疑ございませんか。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 30ページ、本会議でも質問ありましたけれども、操法練習場の  
新設工事についてお聞きいたします。

本会議場では、ポンプ設置、照明、国旗、ポール等々と言っていましたけども、もう少し  
具体的、建物は道具入れとか、そういうのは一切ないんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） これは、あくまでも県の河川敷という中で、建物等は認めて  
くれないということでございまして、トイレ等につきましては、上に上がって道を越えて、  
今あるところを使っていたかというような、そういった予定でございまして。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 操法練習場なんですけども、これは地元の消防団と大会用のみに  
なるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） まず、大会ですけれども、2年に一回は全国まである大会と  
いうことで、ことしは市の大会どまりだったんですが、来年度は全国まである大会の中で、  
ちょうど淡路大会が6年に一回、南あわじ市へ回ってまいります。来年は南あわじ市で全

淡大会を開くという予定でもございます。

それで、練習につきましては、当然、晩は照明もつけまして御利用いただいておりますので、そこらの練習については日曜日なり、夜もできるような体制で、今現在、橋の下にあるところもそうですが、同じような使い方になろうかと思えます。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 この新設工事について、各消防団の方々の意見を聞いて、その意見を取り入れた部分はどこかあるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 定例的に消防団の幹部会はしておりますし、そういった中で  
の要望もあったところでございます。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 要望があったということは、具体的にどういう要望、その要望に合わせたのはどういうところか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 今の操法場、そこの見える橋の下、ちょうどテントがわりに  
雨よけに橋があっただけなんですけれども、ちょっと雨が降れば水が押ってきて土砂が載っ  
ていく。また、途中に、上からの排水がおりてきておりますので、雨が降ればもうそこへ  
ずっと操法場の真ん中、道のほうから流れ込んでくるということの中で、毎回毎回役員等  
に出てください、そこらを整地したりしておりますので、そういった中で、やはり、そ  
ういったことをせんような中で使いたいというような意向もあったようでございます。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 最後にもう一度聞くんですけども、消防団のある分団の方なんか、  
余り意見は聞いてくれなかったというようなことをちょっと耳にしたんですけども、そこ  
らは十分に各団の意見を聞いての新設と理解してよろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 各団全部というような意見の取り方はしてございません。  
どういった方がそのように言われたか、ちょっと存じ上げませんが、幹部には当然そういった話は出て、協議はしておると聞いております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、場所の検討はされましたか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 場所の検討は、いろいろとあるわけでございますけれども、これは市役所の防災課を中心として検討させていただいたんですけれども、やはり一定の面積が必要でありますし、それと、水を出すというような大会になりますので水源等も必要でございます。

それで、大会となれば車もやってまいりますし、そこにはトイレ等の設備も必要ということの中で、防災課のある市役所に一番近い場所でもありますので、そういった協議の中で当然意見も聞く中で、そのように判断をさせていただいたというところでございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 場所に関して、河川敷だと3年、4年の大きい台風のときに、やはり土砂が載るといふ可能性があるわけですね。

ですから、僕なんかいろいろ考える中で、サンプル横の駐車場なんかええ場所じゃないかと思うんですけども、そういうのは検討されましたか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 今の計画場所につきましては、平成16年の23号台風の時もあそこは大丈夫だった。それ以降、その下はずっと浸かったわけでございますけれども、そういった大雨においても浸からなかったというところでございます。

それと、何よりも川から水源がとれるというようなところもありますので、適した場所と思っております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 サンプル横の駐車場ですね、今、土のままになっておりますね。あそこだと、川からは少し離れておりますけども、水源に関しては、恐らく割りと簡単にいけるんじゃないかと思えますし、あそこ、舗装されてないということもありますんで、一挙両得じゃないかと思うんですけども、その点、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） サンプル横の駐車場につきましても、私ども旧町のとときにいろんなイベントの中で、そこを駐車場として使ったところもございます。

水源を取る以外に、やはり水を出しますので、それをうまく吐かしていくというところも必要かと思えます。

そういった中において、川のほうにまたポンプ車で打った水は流れていくということの中で考えたところがございますので、サンプル横の駐車場、特にそこらにつきましては、頭の中でそういったところというようなことは考えたことございません。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 あそこ、排水路もしっかりしておりますし、不可能じゃないような感じがするわけですね。ですから、この横だと、便所もいろいろありますし、便利かもわかりませんが、やはり、もっといい場所ですべきじゃないかと考えるんですけどね、そういう考えできませんか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 何よりも、事務局となる防災課から資材等を持ち出すのも一番近い、机を並べたり、テントを立てたり、そういった場所がございますし、夜間、休みの日となれば駐車場もあくということの中で、そういった心配もする必要もない。それから、先ほど言ったように水の心配等、ここが最適ということでこちらは判断をいたしております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。  
熊田委員。

○熊田 司委員 同じく30ページの負担金のところなんですが、兵庫県衛星通信管理運営費負担金、これについて、ちょっと詳しく教えていただけませんか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） これにつきましては、兵庫県と全市町、それから消防本部が今現在運用しております衛星を使った通信ネットワークにつきましては、旧町の役場に大きなパラボラアンテナがあって、何々町というのを書いてあったパラボラをそれぞれ旧町のときにつけてございます。

平成4年から平成5年にそこらの工事をして、今、使っておるわけでございますが、このネットワークにつきましては、全国の地方公共団体、それから防災関係機関等において、通信衛星を利用することを目的として整備された施設でございまして、官邸とか消防庁、それから内閣府の防災担当、ここらとも接続をされているネットワークということで、今現在、一斉同報ファックス、それと衛星電話等で使っております。

今言う施設、古いものですから、設備関係が陳腐化いたしておりますので、これを今度、アナログからデジタルにやりかえるということ、これは県下一斉にやります。

それで、今現在、防災課につきましては、三原庁舎のアンテナを使って専用線を借ってここまで持ってきておりますが、中央庁舎にパラボラを立てて、そうすることによって今後、通信もできますし、そういった中で使っていこうということの中での負担金ということでございます。

県、町、あたりともいろいろ協議する中で、県下市町でやっていこうというふうなことで決めた中での負担金ということで御理解をお願いいたします。

なお、このネットワークにつきましては、東日本大震災におきましても、特に通信網、いろいろ切断したりふくそうしたりして、携帯電話等が使えなくなる、また電話等が使えなくなるんですけれども、そうした場合におきましても、衛星を使っての通信でございますので、東日本大震災においては非常に役立ったというようなネットワークでございます。そういった中での改修に伴う負担金ということでございます。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時11分)

(再開 午後 1時12分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

熊田委員。

○熊田 司委員           そうしますと、これは改修費用という考えでよろしいですか。

○蛭子智彦委員長       総務部長。

○総務部長（入谷修司）       これにつきましては、設備をデジタルに変えまして、それによりまして自治体衛星通信機構というところがやっております衛星を使っての通信、これの1.2メートル、個別IPチャンネルタイプというのを取りまして、それぞれモデムなりネットワーク機器等をやりかえるとともに、中央庁舎には大きなパラボラを立てて、各旧町の役場につけておるパラボラにつきましては撤去をするというような、県でやるんですが、地元の改修に伴う経費の負担ということで、そのようなことをやる予定にしております。

○蛭子智彦委員長       ほかにございませんか。  
副委員長。

○長船吉博副委員長       委員長。

○蛭子智彦委員長       22ページなんですけど、この保育士等の処遇改善の関係なんですけれども、先ほどの質疑の中で、これは官民格差を埋めていくと。特に民間の保育士の給与条件が悪いということに対する補助金であるという説明であったわけなんですけれども、これは、この474万5,000円ということで、今年度置いておるわけなんですけれども、これは継続して置かれるんですか。それとも、1年限りですか。

○長船吉博副委員長       健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）       この制度は、今年度の途中からということでございますけれども、当然、子ども・子育て支援、この制度はこれからもずっと継続していこうと思っておりますし、やはり、こういう保育士の処遇改善、これについても当分の間、継続されるだろうと思っております。

ですから、それぞれの保育園にありましては、このように来年度以降もされるだろうと思っております。

○長船吉博副委員長       委員長。

○蛭子智彦委員長       これは、みかり会であれば社会福祉法人の運営と、他のところはちよっとよくわからないんですけども、民営であっても、恐らくは社会福祉法人の運営になっておるかと思うんですが、官民の格差というのはどの程度、今、あるんですか。

○長船吉博副委員長       健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）       どの程度という話ですけれども、今ちょっと手元にそういう資料がございませんで、以前にもそういうお話はあったと思うんですけども、その当時、若干調べた経緯がございます。  
また、再度確認をしておきたいと思っております。

○長船吉博副委員長       委員長。

○蛭子智彦委員長       その点は、一つは給与の体系ですね、給料、賃金という問題が一つと雇用形態、臨時であるのか、正規であるのか、あるいは年休は取れているのか、さまざま、そういう労働条件が官と民とで差があるのか、ないのか。あるいは、正規職員と非常勤職員との差はどうなっているのか、さまざまな面から処遇というのが違うという部分も感じられるわけですね。  
そういった総合的な処遇改善ということにつなげていただきたいという思いがあるわけですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○長船吉博副委員長       健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）       ことしのこの時期からこういう制度が始まったということで、詳細についてはまだまだわからんところもあるんですけども、やはり、総合的に保育士を確保するという観点から今の給与体系含めまして、そういう処遇を改善していこうと、そういうことでございますので、こういう施策が保育士をふやして、また、保育園施設の整備ができることによって待機児童の解消とか、そういうことにつながっていくことを期待をいたしております。

○長船吉博副委員長       委員長。

○蛭子智彦委員長       もう1点だけお尋ねします。25ページの、食の拠点の関係です。  
これについては、これも質疑がかなり行われておるわけですけれども、実施設計という



ことになりまして、これまでよりは格段に進む話のように思うわけですね。実際に工事に入る、入札する直前までいくということだろうと思うんですけども、そういうものが実施設計であるという理解でよろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 先ほども説明させていただいたとおり、マスタープランである程度のコンセプト並びに配置関係はでき上がっております。

それをもとに実施設計するというので、実施設計するについても、関係者寄って使い勝手のええようなレイアウトに今後していきたいなというふうに思っております。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 そうしますと、マスタープランに対して、例えば農協から異論が出た場合、これはどうなるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 調整する余地はあると思います。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 そうしますと、今、1,100万円という予算ですけども、これを今の時期に置かなくても、そうした調整を先にしっかりとやっておくということでやらないと、この実施設計そのものに入っていったときに、また異論が出たりとか、順序的には少しおかしいんでないかという思いがするわけですね。

これは、農協の役員会でも相当このことは今、議論が出てますね。理事会が1月ということでありましたけれども、総代会の会長会は12月にやった段階では、これに対して賛成するという声は全くなかったですね。

それが理事会で急に変わるということはちょっと考えられないですけども、理事会に提案するということはあったとしても、そこで賛成なり議論の終結があるとは思えないんです。むしろ、そこから議論が始まっていくのではないかというふうに思っておるんですね。

理事会で1回、2回のことで恐らく決まらないんでないのかなという思いを持っておるわけですよ。すると、実施設計などはもっと先でなければいけないというふうに思ってお

るわけですね。その点、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 蛭子委員長さんはよく御存じやと思いますけども、8月の下旬の理事会終了後、この食の拠点について、理事さんに初めて農業振興部として説明にまいりました。

そこから、理事さんがこういう計画があるというのを初めて知ったと思います。

役員関係については、もう御存じのように、推進協議会で今まで進めてきておりましたので理解はしていただいておりますということで、先ほど言いましたように、理事会、総代会にかけなければ公的に表立って活動ができないということで、それやったら時間的に難しいということで、事務レベル的にはある程度今まで詰めてきております。

だから、大きいところでの変更というのはあり得ないなど。細部についての変更はこれからあると思いますけれども、それは受け入れ体制、お互いの各関係者機関では調整をしていきたいなというふうに思っております。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 そこがおかしいと思うんですね。マスタープランに対する異論というのは、細部に対する異論じゃないと思うんですよ。骨格の部分に対しての異論が出る余地がまだあるということをおもうわけですね。

私も総代会長として、そういう議論の中にも何回か入っておりますので、細部で、例えば売り場の位置を、魚売るところはここに置いて、野菜の店舗はここにしておかいうような、こんな細部の話じゃなくて、マスタープランとして集客目標はこれでいいのか、そして、これで本当に財政が合うのか、あるいは職員をどうするのかと、骨格の部分が揺らぐ可能性があるんでないかというふうに思うわけなんですよ。

今、部長おっしゃっておるのやったら、細部のことやったら受け入れられるけれども、マスタープランの骨格の部分は受け入れられないというようなことで議論をスタートしていくと、農協の理事会の考え方や総代会の考え方と随分かみ合わない議論になるというふうに思うわけなんです。その点、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 骨格の部分についても、役員には話をして、今のところは了解していただいております。

収支関係については、先ほども質問がありましたように、農協内部で全農関係を通じて内部の、うちが提示した収支関係とか、そういうマスタープランで出たものを再度確認すると。

農協サイドの基本的な考え方は、集客何ぼ何ぼしたらいいという計画でなしに、これを維持するには収支バランス、損益分岐表をまずつくってほしいと。それをクリアするには皆でどのように努力していくか今後考えていこうじゃないかということで、うちのほうも数字といたしましては損益分岐表の経営内容を提示しておる状況でございます。

○長船吉博副委員長          委員長。

○蛭子智彦委員長          ということは、そのマスタープラン含め、全体計画については農協の代表理事、組合長も了解してるということですか。

○蛭子智彦委員長          農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治）          骨格は賛成していただいております。それを、再度農協の目から見て、経営が成り立つか成り立てへんか、今、調査に入っておる状況です。

○長船吉博副委員長          委員長。

○蛭子智彦委員長          ということは、随分話違うと思うんですよ。そんなもの、事業やるのに、収支がわからないようなものを了解するというようなことを言えるはずがないと思うんですよ。

つまり、この事業計画の根本、骨格に対して疑問が出てると。役員会どころか、代表理事、組合長、組合長が賛成をしてないと思うんです。これまでの組合長との、私、話を何回かしましたがけれど、その骨格部分、つまり収支の部分、ここで賛成しかねると言うてるんですよ。収支が骨格じゃないんですか。収支の部分は骨格の大きな柱やと思いますよ。

だから、マスタープランそのものについての見直しをしないといけない事態が生まれるんでないかというふうに思ってるんです。面積にしても、事業費にしてもね。

その部分が了解取れてるというふうにする説明と、実際の現場で組合長の言ってることとの大きな食い違いがある。これ、一回調べてみる必要があると思うんですね。

だから、これは、今、実施設計というようなことで出す時期ではないと、もうちょっと決めてから出してきてほしいという思いしておるわけなんですけどね。いかがですか。

○蛭子智彦委員長          農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） この議論は、もう前からいろいろあったんですけども、最終、この実施設計を発注するについては農協とも協議しております。

農協にも了解を得た上で補正を、うちとしては12月の末に実施設計を発注したいという旨を伝えて、農協も了解していただいております。

農協も、そこまで進んでいるんだったら、早めに理事会開かなあかんということで、1月に想定していただいておりますというふうに理解しております。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 組合長がこれについては了解してるということですね。わかりました。

これについては終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑なしということで、これについて委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見あればお出しいただけますでしょうか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 御意見がないようですので、委員間討議を終わります。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 それでは、議案第65号、平成25年度南あわじ市一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○蛭子智彦委員長       ありがとうございます。

  挙手多数であります。

  よって、議案第65号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第85号 平成25年度南あわじ市一般会計補正予算（第6号）

○蛭子智彦委員長       次に、議案第85号、平成25年度南あわじ市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

  提案理由については、省略をいたします。

  これより、質疑を行います。

  質疑ございませんか。

  廣内委員。

○廣内孝次委員       ちょっとお尋ねしますけども、この庁舎の件ですけども、当初設計の土の勘定は全て場外処分とするという前提で設計されていたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長       市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）       この庁舎の工事に関しましては、切り土、それから埋め戻し、そういったものがございます。

  表土、いわゆるほ場の上土の部分については支持力がないというようなことから、全て搬出すると。

  あと、切り盛りの関係で余りますので、余った分については搬出するというような設計でございました。

○蛭子智彦委員長       廣内委員。

○廣内孝次委員       これ、どない言うんですか、地質の関係ですけども、地盤改良すれば場内処分もできたんじゃないかと思うんですけども、その点いかがですか。

○蛭子智彦委員長       市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）       上土については粘性度、いわゆる粘土質の黒土の部分で

ございます。それについては、こういった近辺での工事については搬出がほとんどかと思  
います。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 普通、軟弱地盤の場合、地盤改良すれば、一応、地耐力は出てくると。  
だから、地盤改良する方法もあったと思うんですけども、ここらは監理者はどう言ってま  
すか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 地盤改良であるとか、ソイルセメント、そういったもの  
で支持力をもたすというようなことがあろうかと思います。

真砂土といったようなものであればそういう改良材による支持力の醸成というのは可能  
かなと思いますが、上土でしたので、初めから搬出のようなことで設計をしてきました。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、専門家でないんでちょっと答弁難しいと思うんですけども、地  
盤改良すれば完全に可能性としては使えるという感覚を持つんですけどね。そこら、設計  
監理者はどのような判断をしとるんかな。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 当初は、今、補正予算を計上させていただいております  
原因のようなものについては、何も疑いを持っておりませんでした。

そんなことから、土壌改良するよりは搬出した方が安価であろうというようなことでこ  
ういうふうな設計になっていったかと思います。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 地盤改良する積算はされましたか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 実施設計 J V の中で、それはされたかどうかは、ちょっと私も確認はしておりませんが、その確認をした結果、搬出のほうが安価であるというような答えは今現在記憶にございません。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 記憶にないということは、検討されてないという解釈でよろしいのかな。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） これは、設計 J V のほうに確認をしないとわかりませんが、設計 J V の段階で比較設計をしてこういう提案が来たのかどうか、それとも全くしなかったのかどうか、そこらについては確認をしないとわからないということでございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 7,000万円という大きな金額ですんで、これ、恐らく地盤改良するほうが、逆に大幅な安価につくと考えるんですけどね。

GL高さ、地盤面の高さですね、これ、現状は大分低いですね。それ、やはり購入土が大分要ると思うんですけども、そこらのボリュームはわかりますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今ちょっと2点ほど出てきたような感じがしますんで、ちょっと順を追って説明をさせてもらいたいと思います。

今回、本会議で市長公室長のほうから、フッ素化合物の溶質、これが基準以上に出たということで、今回の補正の計上になっております。

その支持力を持たすために土壌改良をしてどうのこうのでこの7,000万円じゃなくて、フッ素に不適合土壌というようなことで、搬出を要するようになったので7,000万円というふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

もう1点、購入土ですね。これについては、先ほども申しましたように、掘削土量のほうが多いというようなことで、購入については、今回の工事については外構と分けております。ただ、本庁舎のほうにもアスファルトであるとか、コンクリート舗装がございます

ので、そういった部分のC-40のクラッシャー、それから、植栽などで真砂などの購入がございますが、基本的に土工におけるプラスマイナスについては搬出というような形になります。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 もう一度聞きますけども、これ、要するに場外処分をするから問題になっておると違うんか思うんですけど、その点に関してもう一度答弁お願いします。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） これも土壤汚染対策法というようなことが本会議で出たかと思います。

これについては、当初、水大気課のほうは土地の地歴、どういうふうに過去から使われてきたかというようなことも、こちらから情報を提供しておりまして、調査命令を発出することはなく、恐らく大丈夫であろうというような中で来ておりました。

ところが、実施調査をしてみますと、わずかではございますが、溶出量が基準より多く出ているというようなことで県庁のほうに確認をしました。

環境省のほうの土壤汚染対策法に基づくガイドラインというのが、かなり分厚いガイドラインでございまして、それで指導を今現在受けているわけなんです。そういうものについては土壤汚染対策法の目的、要は、そういうようなものから健康に被害がないよう、飛散しないようにというようなことで、環境省の指定した処分機関へ持ち出して処分するようにと指導いただいております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 もう一度聞きますけども、場外処分をするから、その法律に触れるという感じになっておるんじゃないかということをお聞きしておるんです。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 場外処分をするからでなく、フッ素の溶出量がふえた土があると、これについては場外処分。ただ、場外処分といいますが、環境省の指定された処理場に搬出をしないということでございます。



○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 場外処分関係なしに、フッ素が入っているから場外処分をしないというのであれば、これ、そのフッ素が、これは元からあったものか、どっかから運び込まれたものか、そこらに関してはどのような見解してますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） これについては、非常に原因を突きとめにくいところがございます。

私どもも、自然由来なのか、人為的なものなのか、そこらについては県庁ともいろいろ御指導いただきながら今やっているとございます。

限りなく自然由来に近いが、その自然由来であるというような根拠がなかなかつかめない。

それで、自然由来にする場合には三つ、四つの項目があつて、これにも該当しない、これにも該当しないというようなことから、今回、適正管理区域というようなところで、自然由来ではないというような形の中で土壤汚染対策法の14条の申請を今後していく予定にしております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 どちらでも、とにかく処分をしなければならないという感じで今、受け取るんですけども、そうであるならば、本体工事と、それと屋外附帯工事ありますね。これは、この7,000万円は分けるわけですか。どうなります。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） これは、今、本体工事のほうで2,236立米でしたか、本会議でお配りしてる資料の数量を算出しております。

今後、外構でございますが、外構の部分で一部農地のところで、駐車場でアスファルト舗装をする予定の区域がございます。ただ、これについては、もう既に元の地権者の方が用地買収の契約をする前に自分の他のほ場のところで上土が足りないというようなところがございまして、大部分、もう既に上土については搬出されております。その後、用地買収の契約の締結をしております。

あと、わずかではございますが、ここらについては搬出をせずに、ここは調査もしてお

りませんが、搬出をせずに芝生等の緑化計画がございますので、そこらの芝生の下に持っていきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 この説明図で見ますと、本体以外のところも大分あるように思うんですけども、ここらは完全に除去されとるわけですか、これ。黄色の部分ですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） この黄色の部分については、不適合土壌の上土であったので、今現在、寄せております。ある現場で集積して盛っております。先ほど申しましたような14条申請を土地所有者である南あわじ市が申請します。

今後、業者のほうについては、どのような形でこの現場でその土壌汚染対策法に基づいた工事をし、どのような形で搬出していくかというような申請もしていきます。それまでは、ここに集積しております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 そうしたら、これ、どうしてもしなければならないとするのであれば、別途発注も可能やと思うんですけども、その点に関してはどのような考え方をしておりますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 別途発注という意味が、ちょっともう一つわかりづらいんですが、当初の契約の中では、場所は違っておりますが、掘削、すき取りですね、すき取り、積み込み、搬出というような工種がございましたので、今回、7,000万円の補正をお願いしまして、可決されれば、当初のとおり施工JVのほうに変更契約で搬出をしていただきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 土の処分だけですんで、これ、地元業者でできるわけですね。ですから、その土の処分だけ市内業者に別途発注するという可能性もあると思うんですけども、

その点は全く考えてないんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 当初から、例えば残土処分だけをというようなことであれば、そういうことも当初であれば考えられたかもわかりませんが、今現在は毎週工程会議をしている中で、この辺の不適合土壌の話が出てきております。

ここで、例えば土壌に関する搬出の部分を施工 J V のほうから減額変更して、新たに入札ということになれば、大きく工程に影響してきます。

今は、その週に一回の工程会議の中でも工程に影響させないような形でどうすればいいのかをけんけんがくがくと論議しておりますので、今からこの部分を減額して、また市内業者への発注というのは考えておりません。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 工事工程に支障があるかといえば、指定するところへ盛り上げることぐらいの指定でいくのであれば工程には全く影響がないわけですね。その分を市内業者にもう一遍入札させるということも可能やと思うんです。金額的な差し引きに関しては工程には関係ないし、どうこうないと思うんですけども、その点いかがでしょう。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） ちょっと詳細には聞き取れなかったのですが、盛り上げておいただけならというふうに聞こえたのですが、既にすき取りをして、今、工事の支障にならないような現場内で、集積と言いましたが、盛り上げておりますので、その部分についてはもう既にやっております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 そうであれば、工程には全く影響ないわけですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 搬出土壌につきましては、この黄色い部分の、いわゆる上土だけではございません。お配りしております図面の赤色でハッチのかかった部分、こ

の部分については免震の基礎となる部分でございます。GLから3.6メートルぐらいを掘り下げていきますが、これについては、当然一つの業者の中でやっていかないと、なかなか工程に影響を及ぼすと思います。

できるだけ申請を速やかにして、県のほうも理解をいただいておりますので、年明けて中旬ぐらいにはもう搬出をしていきたいというふうに考えておりますので、別途発注ということになれば、必ず工程に影響が出てくるかのように思います。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 今おっしゃられたこの場所に関しましても、一時仮置き、積み上げるような格好になると思うんです。ですから、工程には全く影響はないと。

その土をまたダンプに積んで持って行くというようになれば、これ、別発注でも十分可能ですし、工程には全く影響はないと思うんですけどね。いかがですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 現場から外へ仮置きはできませんので、今、現場内に置いておりますので、これの管理については施工JVが全部請け負っておるわけなんです、その周りをまた今度、今回、上程させてもらっております外構工事の業者との兼ね合いもございます。

施工業者が三つにもなると、やはりいろいろと調整等が出てきますので、工程には少なからずとも影響があるかと、私は考えます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 別途発注しなくても、恐らく仮置きをしてやると思うんですね、普通で考えれば。それと、場内が割りと広い敷地内、そういう中であれば可能だと思うんですね。

ですから、僕なんか、7,000万円という大きい金額ですんで、少しでも安く、どうせ要るんであれば地元業者直接というような考え方するわけですけども、十分検討していただきたいと思います。

これで終わります。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 今、工事の部分でおっしゃられましたけども、18日付で議決をいただいて、それから業者選定の内部の審査会をして、こういう業者にするというこの手続をして、それから設計の金抜きを発送して、入札をして業者が決まります。その間の部分を考慮すれば、必ず工期に影響があるというふうに我々は思っております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 屋外附帯工事ですね、屋外附帯工事がすぐかかってやらなければ工程的に間に合わないというんであればそういうような考え方もできるんですけども、屋外附帯工事に関しては、本体工事がある程度できてこないとかかれない場所もありますし、工期的に考えまして十分工期があるという判断を、普通で考えればできるわけですね。ですから、工程的には全く影響がないと思います。

以上です。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。  
北村委員。

○北村利夫委員 本会議でもあったんですけども、何が何でもトラック輸送でしかいかんのかどうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） さきの本会議で木場議員さんのほうから海上輸送等の検討をしたのかというような御提案がございました。私どももしております。

まずもって、建築工事の中で土工の占める割合が非常に少ないというようなことで、海上輸送、関空等の埋め立て等であればそういうような海上輸送、それから積み込みなんかでもベルトコンベヤーを利用してたかのようにも思います。

今回の場合、まずバックホウで掘削をして、ダンプトラックのほうに一旦積み込みをしますが、海上輸送までに横持ちのようなダンプトラックの工程が出てきます。

それを船上のクラムシェルか何か大きな積み込み機械で積み込み、で、海上輸送。あそこで木場議員さんの大阪湾沖とかいうお話があって、そこまでちょっと私も真意ははっきりわかりませんが、大阪湾のフェニックス沖にも埋めるときには、これと同じ土壌汚染対策法に基づく基準と同じものがございます。

ですので、市長公室長が申しましたように、尼崎のハーモニクスという処分場に持っていく必要がありますので、そこでまた船上から、今度はクラムシェルでダンプには積み

込めませんので、一旦、仮置きをして、そこでまたバックホウでダンプに積み込んで、指定処理施設のほうに持って行く必要がございます。

あと、海上輸送になりますと、船の大きさがかなり大きなものがございます。この庁舎の現場を見ていただきますと、今、ダンプが動いたり、バックホウも0.6とか0.35で三、四台動いてるかなというふうなことがございます。

バックホウの1日の積み込み能力で計算していきますと、船舶が港のところでいっぱいになるまでかなり待機をしておく必要がございます。そうしますと、1日のチャーター料がずっとかかっていくというようなことで、まず、処分の関係ですが、本会議では消費税込みのお話をしてたかと思いますが、設計の関係は一旦税抜きで計算して、最後に諸経費を掛けて、消費税を掛けますので、私の手持ちの資料では消費税抜きで御説明をさせていただきますが、直行で今現在、ダンプで運んでるのが、公共工事の積算部分に触れますので、かなり荒っぽいオーダーで説明をさせていただきますが、6,200万円ぐらいだったものが8,600万円ぐらいに処分に海上輸送の場合かかってきます。

それを、ずっと諸経費を掛けて、受け入れ率を掛けて、消費税を掛けますと9,900万円、それぐらいの数字になってきます。今回、上程させてもらっておるのが7,000万円というようなことで、3,000万円ぐらい海上輸送のほうが大きくなってくるかなというふうな試算をしております。

それと、あと、当然、先ほど申しましたように、仮置きの場所も今後、もしする場合でしたら、その交渉であるとか、その辺のまた、要は借地代等も発生してきます。先ほど言いましたものには、そういったものは含まれておりませんので、その借地に関する交渉時間であるとか、借地代等もかかってきます。

そういうようなことで、今のダンプトラックで運ぶというような方法を採用しております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる3,000万円ぐらい高うつくということなんですけども、本会議場で質問されたときには、海上輸送部分については、したかせえへんかわからんというようなことやったんかな、答弁は。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 本会議場では、海上輸送の試算はしておりませんと。後日、それを計算して比較したいと思いますという発言をさせていただいたと思います。

それを受けて、本会議が終了して、監理JVのほうにお願いをして試算をいただいたと

いうことをございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これは、ほんなら J V のほうの、いわゆる計算をそのままのみにして出てきてる数字やと。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） J V も二つございますので、単に J V だけですと、ちょっと誤解を招きますので、積算をしていただいたのは監理 J V、要は設計士のほうの J V でございます。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 監理設計と、施工 J V と 2 カ所積算してもうたというわけですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 我々は、変更設計であるとか、当然、工程会議には市長公室と三者寄ります。

変更設計の指示であるとか、積算、その辺は監理 J V との話になります。施工 J V は変更指示書、そういったものが出たときに施工 J V がそれに基づいて施工していくというような形になりまして、変更を決めるであるとか、積算をこうするとかいうのは監理 J V と話をしております。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 次長のちょっと話、聞きよったら、ダンプで持って行って仮置きして、また、それを何らかで積み込みして、また向こうへ持って行って、何らかでおろして、また仮置きしてダンプで運ぶ、そういうふうなことを言っていましたよね。

何でガット船使わへんの、ガット船で積算したの。ガット船だったら、全部ダンプ持ってきたら、そのまま自分の船に積み込めるんよね。それで、今度、向こうへ行ったときに、ガット船だったらダンプにそのままばんと、上手に積み込みするんよ。そやから、9,000万円も僕はとてもじゃないけど、それだけ要らんとするけどな。

特に、江島のガット船なんて、今、結構暇やいうて、大体1,500トンずつぐらい積むのざらにおるよって、そんだけ要らへん違うかなと僕は思うんやけども。

やはり、もう少し、そういうビジネスしてるところにももう少し聞くべきではないかなというふうに思うんやな。

ここからやったら、もうすぐに西淡の湊の港湾に持っていったら、ダンプで。そのまま積んでくれるし、尼崎にも港湾あるよって、そういうところと契約して、要は港湾内航船取り扱い業務を、うちらで言う回漕店とか、そういう海運業者と契約した港湾施設を借って、そこでやるともっと安くつくん違うかな。

○蛭子智彦委員長            市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）            まず、1点おわびと言いますか、そのガット船というのは、私は認識をしておりませんでしたので、そこについてはよくわかりませんでした。

先ほども長々と説明はしたわけなんですけど、船舶につきましても、1,500トン級で今現在、積算はしております。立米数にしますと833立米、密度1.8で今、計算をしております。

一番ネックになるのが、さっきも積み込みダンプ運搬、それから船積み込み、船運搬、船からの積みおろし、バックホウ積み込みダンプトラック運搬処分費と、そのぐらいの項目があります。

一番高いのが、やはりその船でございます。というのは、先ほども申しましたように、バックホウの1日当たりの能力が、今現在200立米ぐらいで計算しておりますので、積み込みをするのに、船いっぱいになるまで積み込みをするのに5日ほどかかるというようなことございますので、一番大きな費用を要するところは、そのバックホウにボトルネックがございまして、5日間ほど停泊をさせる必要があるんで、積み込みとか、その辺は若干でございますので、そんなに大きく差がないのかな。

それと、あと、今おっしゃられました港でございますが、今、淡路島から搬出できる場所は津名港というふうに伺っております。津名港まで、また運搬をしておりますと、橋代だけとは言いませんが、かなりダンプで走っておりますので、やはりダンプのほうが安いのかなというふうに思います。

○蛭子智彦委員長            ほかにございせんか。  
副委員長。

○長船吉博副委員長            委員長。



○蛭子智彦委員長        ちょっと確認なんですけれども、そもそもの土壌を搬出するというのは、これは県、国の命令とでも言えますか、法律上の義務という理解をしてよろしいんですか。

○長船吉博副委員長        市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）        先ほど申しましたように、土壌汚染対策法に基づくガイドライン、これでは、先ほど申しました区域では搬出、これが原則でございます。

あと、強固なもので、全然流出をしない、溶出をしないように囲んでしまうと、これは最後に例外的にはございました。それについては、ただ、それが強固なものであっても、溶出しないというような保証もございません。

最初2年間は年4回、それが溶出していないかどうかの検査もして、県に届け出る必要がございます。溶出したときには、その上をアスファルトとか舗装もしておりますので、県のほうからは搬出をすべきというような指導をいただいております。

○長船吉博副委員長        委員長。

○蛭子智彦委員長        もう1点確認なんです、尼崎の処分場まで行くには相当ダンプが走らなければいけないということになりますと、これは飛散防止策とか、かなり丁寧にやらなければいけないと。そういう面で、通常のダンプ輸送よりも費用がかかるということはないんですか。

○長船吉博副委員長        市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）        これは、搬出は16条でございますが、今おっしゃられたような飛散防止のような対策をとる必要がございます。ただ、搬出においても不適合土壌を運ぶ資格者でないとできません。

今、監理テーブルのほうで当たっている業者では、3台ほどしかダンプが調達できないというようなことでございます。そうしますと、かなり、また日数がかかってきますので。

あと、その指定処理施設のハーモニックスという会社がもう一つ会社を持っておりまして、一緒の会社のような感じですが、そこも搬出するダンプを持っております。そこが三、四台ございます。そこで、今、搬出をするように考えておりますが、飛散防止だけですので、そんなに普通のバントラックとは費用的には変わらないのかな。ただ、運べる業者が狭められます。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 気になるのは、基礎部分にかかることが多いと。室長は工程には余り影響がないという説明をされて、それをいただいておりますけれども、新しいことですよね。当然、今まで予想してなかった工程の中に新しい工程を組み入れるということになった場合、やはり基礎工事の完成日とか、あるいは着手から完成ということで、これ、どうしてもずれていくというのはあり得る話だと思うんですよ。

その点では、どのような影響を受けるのかという説明が少し足りないと思うんですけれども、いかがですか。

○長船吉博副委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 平成27年2月工期というようなことで、非常にもともと工期はタイトなものがございます。その中で、一番出来高を上げていくのは、やはり建物でございます。建物というのは、1階、2階、3階、4階と建ち上がっていく必要がございますので、その基礎の免震部分については一番重要な部分でございます。

その重要な部分の掘り方で今現在こういうようになっておりますので、非常に危惧はしております。

きのうも現場の総合手入れがございまして、まだ日数がたってませんのでスケジュール表については何ら影響は出ておりませんが、この年末に県のほうに申請を出しますが、許可をいただく日によっては若干、気にはなります。

ただ、おくれないように、県のほうも、実はこんなんが出てきて困ってるんですということでお話に行ったときに、非常に理解をしてくれてます。

こういう調査も、恐らく南あわじ市では余り工事に伴う調査はなかったのかなというふうに思います。我々が一番心配したのが、何も農業に影響のないフッ素なのに、南あわじ市でフッ素が出たというようなことでの風評被害が一番困りますというような件も相談しました。

それから、あと、工程がもう決まってるので、これについても何とかお願いしたいということで、申請については本来は一括でぼんと出すべきところを、小出しでも結構ですよと、メールで送っていただいて確認をして、最後の方向性を間違わないようにだけして、最後は書類をもらったら、あと決裁だけにさせていただけるというような話も聞いております。

そういった意味で、県のほうのかなり理解を得ておりますので、今のところ、工程に影響のないという形で進めておりますが、若干1週間とか、そんなのはあるかもわかりませんが、全体工程の中では微々たるものかなというふうに考えております。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 それは、工程会議をされていって調整をすると、おくれればおくれを取り戻すような対策も取るということだろうとは思いますが、しかし、今の答えだけで言えば、基礎工事の部分で工程のおくれがどうなるのかというのが、ちょっと答弁ではわからないんですね。

ですから、工程会議などで出されている懸案、素人考えなんですけれども、基礎ができない限りはほかの工事には入れないとすると、これまで基礎工事の完了予定日がいつだったのか、そして、今回の処理をするまでのこの期間というのは幾らで、基礎工事が完了する日は何日ぐらいおくれるのか、このあたりは工程会議で出てるんじゃないかと。むしろ出さないと話にならないと思うんですね。

そういう情報というのは、やはり、この総務建設常任委員会なりにも、今後、集中審査があるかもわからないですけれども、やっぱり出していただくということは必要ではないかと思うんですけどね。

○長船吉博副委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今のところ、目標としてはおくれのないような形で話をしておりますので、それが結果的に大幅な、仮におくれがあるのであれば、また委員会のほうに報告すべきことかと思いますが、今のところでは、目標どおりいく予定にしております。

金額自体、ちょっと大きな数字になっておりますが、工法自体は掘削、積み込み、運搬だけですので、何か工法が非常に難しくて基礎がおくれるというような話ではございません。掘削できれば何も問題ございませんので、申請さえちゃんとできれば問題ないかと思えます。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 もう一回だけ。

見た限りでは、工事がとまっているように思うんですね。これ、見た限りでね。

これができないと、この部分が進まないから、何か重機が動いてないような印象があるんですけども、動いてるんですか。

○長船吉博副委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今のところは予定どおりいっております。

まず、37条解除のための排水路工事、これについては、もう既に全部開通しておりますし、先ほど申しましたように、不適合土壌の表土、これについても寄せております。

さっきも言ったように、バックホウについては三、四台、それから、ダンプトラックも動いております。

見られたときは、多分、大きな雨か何かで不稼働日があったのかなというふうに感じます。工程会議でも稼働日、不稼働日、ずっと出ておりましたので、そういう原因のときだけでございます。

今のところは何の影響もございません。

○蛭子智彦委員長 質疑、ほかにございませんか。  
副委員長。

○長船吉博副委員長 ちょっと確認やけど、次長。  
尼崎へ運ぶダンプ何台、7台ですか。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 6台でございます。

○長船吉博副委員長 それで、何日かかかる予定ですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 70日ぐらいかかります。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 その70日かかって、工期は全くおくれんで済むという確信を持っておるんですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 先ほど申しましたように、今現在、集積してる場所は、工事に影響のないところに集積しておりますので、要は、建設業者、もう新聞報道等で御存じかと思いますが、建設業者の中で保有のダンプ数もかなり減ってきておりますし、当

然、従事者の社員の方もかなり減ってきております。

先ほど申しましたように、島内で3台、それと処分指定処理のほうでまた3台をして、今、6台で搬出するというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 この資料、先ほど十分答弁していただいたわけですが、この2番目に、搬出土（残土）の自主的な調査ということで、残土については区域外に搬出予定としていたためという文言があるんですけど、これは間違いだということですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 済みません、何行目でしょうか。

○廣内孝次委員 （2）です。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 搬出するために、この部分については土壤環境センターが定める埋め戻し土壤の品質管理指針に基づいて調査をしたと。調査をした結果、環境省の土壤汚染対策法の第4条に定める施行令の25項目のうちの一項目でそういう基準量をオーバーしたということですので、きっかけは、こうしたことで調査はしましたが、最初から土壤汚染対策法でしたわけではございません。この指針に基づいて調査をしたと。

結果として、土壤汚染対策法の適用を受けることになったために搬出をすると、こういうことでございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 今、詳しい説明していただきましたけども、一番最初の文言ですね、残土については区域外に搬出予定ととったために調査をしたということですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） そのとおりでございます。



○中村三千雄委員 一応、とっぴなというか、やり出してこういうようなことが起きたんで、今、かなり審議したんですけども、そういう、今からの一つの工程等々につきまして、そういうような変更等々、また重大なことがあったら、またこの委員会に即報告していただくということの一つ希望したいと。

○蛭子智彦委員長 それは、附帯決議をつけるということですか。

○中村三千雄委員 いやいや、もうつけなくても、私の意見として、今、述べておるわけです。

これは諮っていただいて結構です。

○蛭子智彦委員長 今、それぞれの委員から二つほど意見が出ておりますが、その他いかがでしょうか。

ほかにございますか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 それでは、これで委員間討議を終了したいと思います、よろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。

議案第85号、平成25年度南あわじ市一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

説明員入れかえのために暫時休憩といたします。

再開は、午後2時30分とさせていただきます。

(休憩 午後 2時20分)

(再開 午後 2時30分)

① 議案第73号 地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○蛭子智彦委員長 再開いたします。

次に、議案第73号、地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明は省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 これは、先ほども少し触れたんですが、延滞金については現行の14.6%の割合及び年7.3%の割合は、これを引き下げると。そして、各年度特例基準割合によるものにしていくというようなことでありますけれども、この特例基準割合というのは何なんでしょうか。

○長船吉博副委員長 総務部長。

○総務部長(入谷修司) 特例基準割合につきましては、その次に括弧書きで書いてありますように、当該年の前年に租税特別措置法(第93条第2項)の規定により、告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいうとなっております。

それで、これにつきましては国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利、今現在1%でございます。これに1%を加えるということでございますので、特例基準割合につきましては、現行2%ということでございます。

それで、14.6%の部分につきましては、その2%と7.3%の加算した割合ということで、9.3%となります。

それで、年7.3%につきましては、納期限から1カ月未満の延滞金利ということでございます。これにつきましては、今言う、特例基準割合2%に、さらに年1%の割合を加算した割合となっております。ですから、この部分については7.3%から3%になるということでもあります。

○長船吉博副委員長 委員長。



○蛭子智彦委員長　　つまり、延滞金が下がるということですが、その理由、背景というのは何かあるのでしょうか。

○長船吉博副委員長　　総務部長。

○総務部長（入谷修司）　　これにつきましては、地方税法に準じて延滞金等につきましては従来からも徴収するということになっております。

税法におきまして、特に金利の引き下げ等による理由が最大の理由であろうかと思いません。

○長船吉博副委員長　　委員長。

○蛭子智彦委員長　　ですから、14.6%を9.3%にすると、大幅な引き下げですよ。つまり、ペナルティーとしては軽くなったということになりますよね。

その理由として何かがある、地方税法上の引き下げを行ったということもあると思うんですよ。

○長船吉博副委員長　　暫時休憩。

（休憩　午後　2時34分）

（再開　午後　2時35分）

○長船吉博副委員長　　再開します。  
総務部長。

○総務部長（入谷修司）　　延滞金につきましては、地方税法もそうですが、国税の見直しからということでございます。

それで、14.6%、これにつきましては先ほど言ったように9.3%、納期限後1カ月以内の部分については4.3%が3.0%になるということでございます。

○長船吉博副委員長　　委員長。

○蛭子智彦委員長　　そこはもう結構なんです、それはね。それは結構なんです。

つまり、延滞金率を下げるということは、ペナルティーを少し弱めるということになるわけですね。

その理由、背景は何なんですかということをお聞きしたかったんです。

○長船吉博副委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） これについては、金利下落によるものということでございます。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 地方税法上でのペナルティーを下げたというのは、やはり、それだけのペナルティーをかけると、さらに滞納者に対する負担がかかると。より一層、滞納者がふえていたり、あるいは、その部分が国の中にあっても大変問題になったんで、延滞金利息を下げるという理解をしておったんですが、そうではないんですか。

○長船吉博副委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 市場金利が下がるということに伴って、今までの延滞金利につきましても下げていくという格好で聞いております。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 一回そのあたり、国会での議論等々、もう一回つかんでいただいて考え方を少し深めていただければなというふうに思うんですけど。

私の調べた範囲では、そうした社会的な背景もあって、国全体として延滞金利息について見直しをしたという理解をしとったんですけども、また、もうそれで結構です。

何か質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑なしと認めます。

これについては質疑がありませんでしたので、委員間討議を省略をしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長       では、議案第73号、地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長       賛成多数でございます。  
よって、議案第73号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第74号 南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○蛭子智彦委員長       次に、議案第74号、南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。  
提案理由の説明を省略させていただきます。  
よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長       それでは、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
森上委員。

○森上祐治委員       この条例の改正については、説明ございましたように、中央の法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が一部改正されて、今言った法律のタイトルの中に、「等」という言葉が入ったということで連動して、市の条例も変更ということになったんだろうと理解するんですけども、昨今、この条例、特に配偶者からの暴力、いわゆるドメスティックバイオレンスですね、これについては非常に国民生活に関係の深い社会的な背景があると思います。

昨今、昨年の尼崎、ことしですかね、尼崎の問題もありましたし、いわゆる従来の配偶者からも少し広げて、同居している関係のある人、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力、これは、いわゆるよく言われるような内縁関係の方であるとか、そういう人から配偶者が、あるいは、また子供たちが暴力等を受けるということだろうと思うんですけども、ちょっと御質問するんですけども、ここで言っている暴力の内容というのは、具体

的にどういうことを言われておるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） この暴力については、今委員おっしゃられたように、通称DV防止法の改正ということで、今まで配偶者以外の交際相手とか、仮に離婚した場合の、そこらの対処等が不十分な点が課題で改正に至ったと思うんですけども、DV防止法、特に住宅のほうとしてはそこらの定義というか、詳しく存じてませんので、そういうことでお許し願いたいと思います。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 当然そうですよ。

私はきのうも、ずっと、この条例改正の内容読んで、多分これは市民生活部長か健康福祉部長が答弁してくださるんやろうと思うとったんですが、今、見たら、市民生活部長も健康福祉部長もいらっしゃらないと、執行部の説明員が交代されてね。だから、都市計画課の課長さんが答弁してくれたんで、これはちょっと質問悪いなど。

実は、私もある程度、予習はしとるんです。暴力については三つあると。身体的な暴力、それから精神的な暴力、性的な暴力。これについて、いろいろ今、教育界の問題になりますよ。父親の暴力。ここに内縁云々とあります。

いわゆる、私も県下に友達おって、去年も相談受けたことあるんです。こんなときどないしたらええんや。というのは、生活保護受けとる父親がおりまして、その親が奥さんと離婚されて、外に行っていていい人ができて、外で生活してると。家庭では2人も3人も子供おって、おばあちゃんと困っておると。どないしたらええんだらうかなというような相談を私、受けたことあるんですよ。

今回、こんな法律の改正でしょう。だから、その辺について、やはり我々の近隣でもそういう事態があり得ると、市内でもあり得ると。だから、市内の状況はどうかというようなことが1点。

それから、そういうことを、例えば学校の教師がそういう子はなかなか親にも言いにくい、まして生活保護受けとる云々とかね。そういうときに、どこに相談をしたらええんか。もちろん、教育委員会もするであろうし、健康福祉部もするであろうし、一般の市民だったら市民相談云々で、市民生活部のほうに行くんかもわからない。とにかく市役所に行くだろうと。

その辺の動きについて、私は質問していきたいと思っておったんですが、今回、市民生活部長もおれへんし、健康福祉部長もいないと。都市整備部長にこの辺のことを答弁して

もらおうと、私は思わないし、今後、この辺の、特に条例改正について、これは市営住宅条例の改正やから都市整備部が、文言がちょっと変わっただけやから、答弁できるだろうと思われたら、これはちょっと困りますよ。内容を見たら、これは福祉の問題じゃないですか。それは、やっぱり、私も事前におっていただきたいなということを申し上げなかったんがもちろん悪いところもあるんですが、やはり、今後、その辺の条例改正の内容を踏まえて、ただ直接的に住宅の問題やからと、そんなんじゃなしに、どういう質問が出るかもわからないんで、その辺、これはやっぱり我々議会の説明員を求める問題もあるんですけど、その辺をお互いに審議を深めるためにやっていただきたいと思います。

きょうは質問、私しませんので、終わります。

○蛭子智彦委員長　　都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広）　　ただいま、委員のほうから暴力というようなことで、身体、精神、性的というようなことをお聞きしました。

その中で、我々は暴力とは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害というような捉え方をさせていただきます。

○蛭子智彦委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　質問しないつもりでおったんですけども、それは人権侵害、これは言葉広いですよ。例えば家庭内暴力、皆、人権侵害じゃないですか。

なら、部長にそしたらお伺いしますが、三つのうちの、いわゆる身体的な暴力、明らかに人権侵害ですよ。それから、精神的な暴力、これは後で質問しますが、性的な暴力、これも当然人権侵害ですよ。

精神的な暴力、人権侵害とおっしゃるなら、精神的な暴力というのは具体的にどういうことを想定されてますか。

○蛭子智彦委員長　　森上委員、この条例の中で該当する部分を確認したいというような趣旨での質問と捉えていいですか。

○森上祐治委員　　だから、直接今は、大いに私は関係している「等」について聞いてるんですよ。

というのは、従来の法律はあれでしょう。いわゆる、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が、被害者の保護「等」に関する法律、「等」が入ったんですよ。その内容については暴力が直接関係あると思うんです。それを私、聞きよるんです。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 2時46分)

(再開 午後 2時52分)

○蛭子智彦委員長 再開いたします。  
副委員長。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 この条例の改正というのは、上位法、DV関係の法律の改正によるものと理解するわけです。

その改正の趣旨といたしますか、具体的には、やはり適用範囲を広げて市営住宅なりに緊急避難をするべき対象がふえたというような理解をしておるわけですが、その点での説明をいただけますか。

○長船吉博副委員長 都市計画課長。

○都市計画課長(原口久司) 対象がふえたといたしますか、上位法、DV防止法の中に配偶者からという文言の定義の中に、交際者からも含むというふうな法の改定がありまして、先ほど部長が言いましたように、市の住宅条例の中に、第6条の入居条件にそういうDVの方、また、老人、障がい者等の入居条件があります。その中に配偶者からの暴力の中に交際者も含まれたということかと思えます。

○蛭子智彦委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 もう1点だけ、副委員長。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 市営住宅にも限りがございますね。慢性的に市営住宅が不足をして

おるといふ認識をするわけです。

そうした場合に、この配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律ということで、緊急避難として受け入れるべき方が出た場合、恒常的に不足しておる市営住宅ということになれば、入る余地はないんじゃないんでしょうか。

その点はどのように考えておられますか。

○長船吉博副委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 今、言いました市営住宅6条については、緊急避難ということでもなしに、入居の条件ということで、優先入居という考えではございません。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 としますと、そういう暴力を受けてる方であっても、受け入れる部屋がなければ受け入れないという対応になるわけですか。

○長船吉博副委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 市営住宅については、そういう受け入れというのはございません。

ただ、一つ優先というか、災害であるとか、市営住宅の建てかえ等による退去の場合は、そういう優先入居というか、ありますけども、特に今回のケースのような場合は、優先というか、緊急というふうな入居のことはうたっておりません。

○蛭子智彦委員長 わかりました。

他に質疑はございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、市営住宅は一応単身不可という場合が多いんですが、この場合は単身でもよろしいと、入居条件に入るということですね。その確認だけお願いします。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） そういうことでございます。

○蛭子智彦委員長 質疑はございませんか。  
よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑なしと認めます。  
この議案につきましても、委員間討議を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 それでは、議案第74号、南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。  
よって、議案第74号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第75号 南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

○蛭子智彦委員長 次に、議案第75号、南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明は省略をいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 それでは、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
北村委員。

○北村利夫委員 確認だけ。

これは、いわゆる消費税が増税されるに際しての、外税方式にするということですか。



○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 内税方式でありましたものが、外税となります。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これは、ほかのやつにも関連するねんけども、いわゆる市で内税、外税、いろいろあると思うんですけども、これ以外の使用料等についても一律外税にするというような形になるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 全て、このように外税扱いということではございません。

ただし、総務省からの通知もございますけれども、適正な消費税の引き上げ、それをす  
るよという指導の通知はまいっております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 指導は来てるのに、一律にはしないと。どういう意味ですか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 外税にしなさいというような通知ではございません。適正に  
消費税を添加といいますか、加味してというような通知でございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 適正にということは、もちろん内税であっても外税であっても適正で  
すよね。それを、なぜわざわざそういう通達が来るんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） これの趣旨というのは、内税、外税に関する通知ではござい

ませんで、消費税が来年の4月から5%から8%に上がるに際して適切な条例改正を検討してくださいというような通知でございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる民間なんかだと、どうも外税方式が多いみたいなんですけども、行政の中で内税、外税とちぐはぐな対応したら、市民の方は戸惑うという部分出てくるんじゃないでしょうか。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） このたび、来年4月から5%が8%、また、その後に対しても8%が10%になるというふうな動きがございます。

そういった関係で、今回の消費税の引き上げの取り扱いにつきましては、一部、特別措置法というのが出てございます。

ちょっと、内容のほうを読ませていただきます。「現に表示する価格が税込み価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り」というふうなことで、外税扱いの使用も結構ですというふうなことなんです。

私ども、下水道料金につきましては、皆様方も御存じのとおり、もし、この条例改正をいただきますと、また来年3月ぐらいをめどに、下水道、上水道、合わせた料金のお知らせ等、また配布させていただきます。

この配布には、これは外税でなしに内税の価格で配布させていただくということで、住民の方にはきっちり明記した単価を表示するということの前提のもとで今回、外税方式の条例改正をさせていただいてございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 外税にしといたら、8%が10%になっても条例改正する必要はないですよ。

ということやから、ほかの部分についてもそういう取り扱いしたらどうかなというふうな思ってるんです。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） そのとおりでございます。

ただ、この特別措置法につきましては、平成29年3月31日限り効力を失うということになってます。多分、平成29年3月31日までには政府のほう、ある程度の消費税の変更があるかということの中での特別措置法でございます。

そういったことで、消費税確定した段階につきましては、速やかにまた内税方式での条例改正が必要かというふうに理解しております。

○蛭子智彦委員長      ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長      質疑なしと認めます。

それでは、この件につきましても委員間討議を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長      それでは、委員間討議を省略をいたしまして、採決を行います。

議案第75号、南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長      挙手多数であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第71号 平成25年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）

○蛭子智彦委員長      次に、議案第71号、平成25年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明は省略をして質疑に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長      それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員　この補正予算書から見ますと、加入分担金の減少と使用料の減少が大きくわかるわけですが、将来的に、このように減少していくという予想は考えてよろしいのでしょうか。

また、歳出における修繕料が上がってきますが、これは当分続くという考え方でよろしいのでしょうか。

○蛭子智彦委員長　情報課長。

○情報課長（富永文博）　まず、1点目でございますけれども、将来にわたるといいますか、今年度について申し上げますと、4月以降、加入者数でございますけれども、一般の住宅の場合で86%の減、それから集合住宅におきましては、逆に若干ふえておりました34%の増と、こういうことを見込みまして、今回の補正予算を計上させていただいております。

将来といえますか、今年度については、ある程度、減についてはちょっと下げどまっているという認識でございますけれども、当然、他社の営業拡大もございますので、ある程度減はあるというふうに考えております。

それから、2点目の歳出の修繕費でございますけれども、これにつきましては、毎年度、電柱の移転の修繕工事、それから、通常の引き込み工事等がございます。これは、ふえるというか、毎年度でちょっと増減はございますけれども、一律で増加していくという性質のものではございませんで、やはり、市内での事業等の状況によりまして、住宅の出来具合であるとか、道路の改良であるとか、そういうことに付随しておりますので、必ず増ではございませんけれども、毎年度、同額程度発生しております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長　登里委員。

○登里伸一委員　よくわかりました。

予算の審査でございますので、住民から伺っております点を少し述べさせていただきます。

実は、ケーブルテレビを一番必要として、一番関心を持つというのは、台風、大雨等による学校の登校、不登校に関するところが一番知りたいというのが非常に多くの方がおります。

その場合、何と申しましても、早朝ですから、職員が出勤を早くしてくるというような体制は大変でしょうけれども、その点、そういう要求に対しては一応どのようにお考えでしょうか、だけをお聞きしたい。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 以前にもそういうふうなお話を伺ったことがありますけれども、具体的には、いわゆるL字放送という形で放送するという方法もあるかと思うんですけれども、このことについては教育委員会のほうともちょっと協議をいたしまして、学校のほうで安心、安全ネットといいますか、携帯へのメールの取り組みをさせていただいております。

そのほうが保護者の方に確実にその情報が伝わるということで、今のところはそれで取り組みたいというふうに伺っておりますので、我々もその方向で考えさせていただいております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 よほどでない限り、公共放送もあるんですけれども、そこでも警報が出たら、教育委員会とも関係するんですが、全部休校になるというふうに一般の御家庭に考えてもらったらいいいということよろしいんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） ケーブルテレビにつきましては、音声告知、それからL字放送等でお知らせできる。それで、学校からも、その校区の加入者のお宅へ連絡できるというような仕組みは取っております。

先ほど、情報課長が申し上げたメールでの送信も当然できるようになっております。

利用される学校もあるんですけども、特に若い世代で加入されてないところもあります。そういったところは、放送を流しても聞き取れない、L字で自主放送も見られてないところもありますので、ここらについてはどうするかというのが一つの課題でもあります。

それを考えた場合は、やはりメールのほうがすぐに加入して、このごろ携帯はほとんど持ってますので、そのほうが行き渡るということで、学校とすればそういったメールでお知らせしてるようなケースが多いと。

それと、当然、学校は大雨、暴風雨等の警報が出れば休みになりますので、そういった

ものを一般のテレビ放送で見られて、その中で判断するというような形でやっているようにございます。

○蛭子智彦委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑なしと認めます。  
質疑がございませんので、これより採決に入りたいと思います。  
委員間討議は省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 それでは、議案第71号、平成25年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

⑦ 議案第72号 平成25年度南あわじ市下水道事業会計補正予算(第1号)

○蛭子智彦委員長 次に、議案第72号、平成25年度南あわじ市下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。  
提案理由の説明を省略をして質疑に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 それでは、質疑を行います。  
質疑はございませんか。  
北村委員。

○北村利夫委員 134ページ、これも本会議等でも出とったかと思うんですけども、

工事請負費が4億7,000万円減になってる。これ、どうも入札減やというふうに伺ったんですけども、そうでしょうか。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） これにつきましては、入札執行減というよりも、国の内示額の減というふうに御理解していただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、予定の、いわゆる工事量ができなかったと。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） といいますか、去る9月議会のほうで、平成24年度の下水道事業に関する決算認定をいただいたところでございます。

その決算認定におきまして、平成24年度から平成25年度に繰り越す事業費が8億2,000万円ほど次年度に繰り越してきてございます。

そういった関係で、現実、この平成25年度で消化を予定しております。大体10億円程度の面整備を行っておるわけなんですけども、平成25年度で執行できる財源が、現在14億7,000万円ほどございます。

そういった関係で、予定の事業量については全てクリアいたしてございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、いわゆる繰越財源が十分あったということなんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） そのとおりでございます。

ちょうど、議員さんも全て御存じかと思うんですけど、下水道事業、これ長年にわたって行ってございます。

当初、内示の決定時期等が遅くなった場合、できるだけ早期の発注をということで、財源を確保するために国のほうに先送り、先送りで要望してきてございました。

ただ、2年前ですか、賀集地区も終わり、その前に阿万地区も終わり、そして、津井地

区も終わると。今、神代地区が少しとまっておるということで、9処理区のうち、今現在5処理区の部分で面整備を行ってございます。そういった関係で、事業費、大体、年間10億円の事業費を消化するのに、今のところ精いっぱい状況でございます。

ただ、今までの流れの中で財源確保するために実は内示額の落ちた分を年度末に追加要望ということで、無理やり国の予算をいただいていたわけなんですけども、余りにも繰り越し事業費が多くなってきた関係で、このたび、一度正常というんですか、できる範囲に戻そうやないかということで、国の内示どおりで追加要望してございません。

ただ、昨今、国の内示については4月上旬にいただけるので、当然、来年度の事業費についてはまた内示率等を考慮した上乘せの要望等により財源確保していきたいというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長           ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長           副委員長。

○長船吉博副委員長       委員長。

○蛭子智彦委員長       私、ちょっと聞きたいのは、事業量の関係で繰り越しが多かったということなんです、下水道整備事業計画というのがあって、一定事業の完成年度が明らかになっておるという理解はしておるんですけども、繰り越し事業があるということは、どこかでまた補うような年があったりしていかないと、この計画そのものが完成をしない、予定期間内に終わらないんじゃないのかなというようなちょっと印象を受けたわけなんですけども、その点、いかがですか。

○長船吉博副委員長       下水道部次長。

○下水道部次長(岩倉正典)   事業計画については、当然計画どおりといいますか、それ以上の形で現在進んでございます。

先ほども言いましたように、この繰越予算、9処理区のうちの4処理区が終わってきた段階で繰越予算がふえてきたということでございます。

本来でしたら、そこらの先々を見据えての要望をしておけばよかったんですけども、とりあえず財源確保ということでやってきた中での繰越予算でございまして、年間の事業整備量につきましては、全てクリアするような格好で事業のほうは進めてございますので、



最終年度、平成38年ですか、県との約束もございます。そういった完成年度を目途に事業を進めてございますので、今のところ、計画どおりというふうに私どもは理解してございます。

○蛭子智彦委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 なければ、これで質疑を終了したいと思います但よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 この議案につきましても、委員間討議を省略をして採決をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 議案第72号、平成25年度南あわじ市下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第72号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑧ 議案第81号 淡路広域水道企業団規約の変更について

○蛭子智彦委員長 次に、議案第81号、淡路広域水道企業団規約の変更についてを議題とします。

これも提案理由の説明を省略をして質疑に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。  
それでは、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 これは、本会議場で土井本室長にいろいろ質疑ありました。水道企業団規約の改正の中身は、いわゆる淡路市にある簡易水道事業をこの水道企業団の中に組み込むということであったと。

これについては、約束として、本来すべきことが平成17年、平成18年の事業ということができておらなかったということで、企業団の統合事業がスタートする時点で乗りおくれたと、乗りおくれの事業だというふうに思っておるわけですね。

ところが、その乗りおくれ状態が解消したということで、今回、水道企業団に統合するという趣旨の説明があったと思うんですけども、その点をもう一度説明いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長(土井本 環) 今、おっしゃられたとおりで、先に淡路市のうちに上水に簡易水道が統合しとって、企業団の設立の統合の平成22年度ですか、そのときにすべきであったんですが、整備状況が整っていなかったんで、5年間延長した中で今回に至ったというところでございます。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 それで、約束事が守られてるかどうかということ、これは相手さんといいますか、淡路市の簡易水道事業の淡路市を信じていくしかない。その事業が終わってるのか終わってないのかについての説明を室長のほうからお願いしたいということがあったわけですけども、しかし、それは他市のことですので答えられないという答弁だったかと思うんですね。

ですから、そのことは議会は議会を通じて調べてほしいというような発言であったかに思うんですけども、その点、確認をしたいんですが、いかがですか。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 全くそのとおりかと思えます。

恐らく、事業をどこまでしたらいいのかという部分は非常に難しいのかなと思えます。面整備がほぼできた状況の中で統合するということかと思えます。

上水に統合する場合には、簡水債、本会議でも申し上げましたが、簡水債を使って整備するので、後年度に交付税算入が、その半分入るところもあるんで、統合前にその整備を一通りやっておくというところで、我々監事会の際に説明を受けたのがほぼ完了しているというところの説明を受けております。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 今のお話を確認した上でのごことで、手元に資料をお持ちでないことを前提にして質問をしますので、これは私が調べた範囲で、率直な御意見をお伺いしたいということなんです。

例えば、こうした事業を起債をしてする場合、起債が統合までに時間があって起債を起こす場合と、統合までに早い時間がたくさんあっての起債をする場合とで違ってくるものがあるのでないか。

つまり、早い時期から起債を起こして工事をすれば、淡路市でやっておる事業の中で、たとえ一般会計繰りをしてでも、その事業のために起債をした起債残高というのは減ってくると。つまり、広域水道企業団に対して持ち込んでくる借金の部分ですね、これが少ないんでないか。

ところが、統合ということになって、平成24年度にたくさん起債をして、そして、それを持ち込んでくるとしたら、つまり借金が多いような状態に入ってくるようになるような気がするんですけども、これ、一般論としてどう考えればいいですか。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） そのとおりかと思えます。

早いうちに整備できれば、もう少し早いうちに上水のほうへ統合するという形になっていたかなというふうには思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 それで、これは淡路市のほうにも議員がおりますので、簡易水道の決算の一部をちょっと資料として集めました。

これでいくと、平成21年度の簡易水道事業の市債が、平成21年度で6,410万円

です。平成22年度が1,680万円、平成23年度が3,330万円、平成24年度が2億5,690万円、それから平成25年度が当初予算で1億円。つまり、今、室長がおっしゃってたように早くから事業を進めておけば、持ち込んでくる借金は少なくて済むと。

ところが、駆け込みのように大量に市債を発行して事業をやるということは、ちょっと誠意に欠ける話でないのかなという印象を持ったわけなんですけども、どう思われますか。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） ちょうど私が平成22年の企業団統合前に財政課長をしてまして、そうした話をその当時、約束事やから早く整備すべきでないかというのは、私、平成18年、平成19年、財政課長をしてましたんで、恐らく平成19年度あたりだったかなとは思いますが。

統合するに当たって、3市の財政課長と淡路市の上下水道部長だったかとは思いますが。そこらの事情は、詳しい説明はなかったですが、非常にその時点で無理やという状況でありました。

とにかく、そうしたことは早めにすべきではないかということは、その当時言わせてもらったんですが、なかなか現場の調整なのか、はたまた違う理由なのかは説明はありませんでした。非常に難しいという当時の説明でした。

この件について、最終的には市長会なんかの部分で協議をされて、最終的に平成21年12月25日に簡易水道事業に関する確認書ということで、企業庁と3市の市長で、当分の間、淡路市が経営するという約束事をしております。

これも大臣のほうへの打診とともに、国に対して平成22年度全て統合するという方針だったので、その許可を受けにいったということで、最終は来年、平成26年4月には、もうそれ以上はだめですよということを言われてましたんで、かなり急いで平成24年度、平成25年度やられたんやというふうには理解しております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 ですから、一般的に考えて、やはり、もっと当初から早く事業をやって、淡路市の独自の努力で起債償還を努力をしていただいで、そして本来くるべきであるということだけは確認をしたいと思うんですね。

その点は、今後、広域水道の事業の会計、新年度予算等々で議論もして、見解は問いたいというふうに思っております。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 多分、料金の関係とか、例えば、岩屋、北淡のノリの関係が非常にネックになっていたんかなというところは少しは聞きました。

○蛭子智彦委員長 質疑、ほかにございませんか。  
北村委員。

○北村利夫委員 これ、いわゆる簡水を上水にするということなんですけども、水源はどないなるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 現状のままの水源ということです。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それによって、いわゆる本土上水をよけい取水してもらおうということはないわけですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） もし、不足するようなら、そうした活用はできると、統合します。

○蛭子智彦委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑なしと認めます。  
それでは、この議案につきましても委員間討議を省略をしてよろしいでしょうか。  
いたしますか。

○北村利夫委員 一つだけやらせてください。

○蛭子智彦委員長 では、委員間討議を行います。

北村委員。

○北村利夫委員　　これになることによって、いわゆる市の負担、水道代にはね返ってくるということはないんやろうか。

○蛭子智彦委員長　　終結はしましたので、ここで議論をして、わかる方は答えていただけますか。

○北村利夫委員　　僕は上がると思うとんやね。そやから、市民に負担になることやねんから、もちろん簡水、当面はそれ決めとんやよってな。

○蛭子智彦委員長　　北村委員のことですが、よろしいですか。

これで水道料金、例えば、懸念とすることは、思いますのは、確かに有利な起債を条件としてやってるということで、この償還金は淡路市の一般会計から入ってくるということではあるんですけども、起債残に対する支出、これは淡路市のほうに入ってくるということではなくて、やはり企業団会計の中で処理をするということになれば、前倒しでやっていただいたらありがたかったわけですけども、駆け込み、企業団統合を目前にして今までとは桁の違う起債をするということについて非常に問題があるような、これは淡路市の執行部の姿勢に問題があるような印象を非常に強く持ったわけですけども、皆さん、いかがお考えでしょうか。

○中村三千雄委員　　淡路市が処理できるものは早く処理していただくと、今から事業をしても、全てしとんねんけども、償還早うしてもらわなんだら、そのままいくんやからやな。

そやから、どないしてもこのままいったら、結局このままでいってしまうということやから、何か努力はしてもらいたいと思うんやけどな、ほんまに。

○蛭子智彦委員長　　副委員長。

○長船吉博副委員長　　委員長。

○蛭子智彦委員長　　料金はもう既に統一してますね。ですから、今、長船副委員長おっしゃっておったような件はちょっと違うのかなという感じがするんですけどね。

今、私が言いたいのは、結局、必要な管路環境の老朽化に対する更新であるとか、あるいは、水道企業団本管に対するつなぎ込み工事であるとか、つなぎ込み工事なんかは料金

体系が統一されておるんであれば、早くやっというてもいいはずなんですよ、絶対に。むしろ早くやっつくべきなんですよ。

というのは、計画水量に対して水が余るといような感覚みたいなものもありますし、だから、やはり、ちょっと淡路市のやり方というのが勝手なやり方みたいな印象を強く持つんです。

○北村利夫委員　　いわゆる南淡町の時代に、沼島簡水から上水にした、そのときには料金上がったはずなんやな。

そやから、そのしわ寄せが向こうの分を全体で薄く、いわゆる上がってくる可能性は十分あると。

そやから、あっちのやつをこっちがその分、負担せなあかん。市民にそれを納得してもらわなあかん部分やと思うんやけども。

○蛭子智彦委員長　　いかがですか。御意見ございますか。

この委員間討議のことは記録にも残りますし、また、委員長報告にも出せると。そして、それは今度の広域事業の定例議会にも当然反映させることはできるというふうになると思うんですね。ですから、今回、こうした議論をしておくということは非常に大事だと思います。

今、中村委員からも出てましたように、やはり何らかの対応は要るんでないか。非常に、この起債状況見てみると不自然な感じがあるという印象は持っておりますので、その点は私の意見として表明をしたいということです。

ほかに御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　　委員間討議を終結してよろしいですか。

そうしましたら、委員間討議を終結をいたします。

それでは、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　　異議がございませんので、これで採決を行います。

議案第81号、淡路広域水道企業団規約の変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。  
ちょっとまだ議論が続いておりますので、暫時休憩をしたいと思います。  
再開は、3時50分とさせていただきます。

(休憩 午後 3時40分)

(再開 午後 3時48分)

⑨ 議案第82号 新新庁舎建設外構工事請負契約の締結について

○蛭子智彦委員長 それでは、再開をいたします。

議案第82号、新新庁舎建設外構工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

長船副委員長。

○長船吉博副委員長 あんまり何やねんけども、この市役所へ市民が来るいうの、僕ら市民でも、あんまり好んで行こうとするような場所違うんやな。

今、外構工事で植栽で木がたくさん、高い木とか、中とか、そういういろいろな木を植えようとしております。

できたら、せっかく庁舎するんやから、庁舎に来たら、もっと四季折々のきれい花でも咲いとると。庁舎の花きれいよって見に行こかとか、そういうようなこともちょっと考えられるのではなかったのかなという思いがするんですけども、そういう考えはなかったんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 庁舎の特別委員会があったときにも、確かそんなお話が出てたかなというような記憶がございます。

高木、中木、低木というような植栽を工種の中で入れてます。黒松であるとか、さつき、ツツジ等は入っておりますが、今言われた四季折々まではちょっと今のところ入ってるかというたら入ってないような状況かなというふうに思います。



○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 四季折々じゃなくても、ここは何々の名所やというような、桜なら桜、また、もみじならもみじ、そういうふうなことを考えてやっておけば、また、余り来たくないところでも市民が来てくれるのやないかなという思いがするんですけども、今、福良口から南淡中学校へずっと上がって行きよったら、パイオニア、あそこが物すごいイルミネーションしてはるんやね。そこへ結構、見に行ってる方がおられるんです。そういうふうなことも、やっぱり市民が庁舎に親しんでもらえる、そういうふうな今後考え方も必要ではないかなと思うんですけども、そういうのはないでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 先ほども申しましたような、中木であるとか、その辺はまた工程会議の中で種類を選ぶときに、そういうようなお話もあったというような中で、お金に変更のないような範囲内で反映できるものは反映、工程会議の中でできるのかなというふうに思います。

あと、イルミネーションについては新聞報道等でもよく報道されてますし、ただ、庁舎については華美にならないようなというふうなこともございます。

今、南淡の公民館で時期が来たら、そういうようなものもありますが、新庁舎建設ではちょっとそこらは省かせていただいて、今後、またそういうものが必要であれば考えるべき時期に考えたいなというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 イルミネーションがええ言よんの違うねん。市民が庁舎に親しんでもらえるために来てもらえるような方策。

もう1点、きょうお昼御飯ちょっと外へ食べに行ったんよ。それで、ある駐車場にとめあったんやけども、今度、駐車場から出ようとしたら、女性が来て、僕の横へ車とめようとするんやけども、うまいこととめれへんのやな。わしも出るに出られへんしよ。

やっぱり、駐車位置の幅ってあるんよな、駐車。その幅はかなりの余裕を持った駐車場になっとるのかどうか、それ一応確認したいんですけども。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）　　まず1点目の、市民に来てもらえるような雰囲気づくり  
というようなことで、新庁舎の建設のコンセプトの中に、市民に開放された庁舎というの  
がございました。

　　その中で、市民駐車場を市庁等と新庁舎の間にとってかなり公共交通機関なんかも来れ  
るようなあれしてますし、それから、庁舎の河川側につきましても、市民広場というよう  
なことで地元産業の瓦素材を使ったようなものもして、ベンチなんかもしてますんで、あ  
と、新庁舎の中につきましても、今後、庁舎内で検討しておりますので、市民の方々に気  
軽に来てもらえるような雰囲気づくりは考えていきたいというふうに思います。

○蛭子智彦委員長　　副委員長。

○長船吉博副委員長　　言よんのはな、要は1台の駐車幅やねん。これがゆったりしとる  
のかどうかということなんや。

○蛭子智彦委員長　　市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）　　駐車場の幅については、今、ちょっと厳しいものがござ  
います。

　　これについては、用地の関係もございましたので、いつときそういうふうになっており  
ましたが、もう一回、駐車場の区画線については監理JVのほうに検討はさせます。

○蛭子智彦委員長　　副委員長。

○長船吉博副委員長　　できるだけ、さっきも例えばの話言うたんやけども、やっぱり、  
ちょっと余裕があればゆったりとした置き方もできるし、そこでまた接触事故とか、そう  
いうようなんも減ってきて、また市民同士もめたりするようなこともなくなるんで、やっ  
ぱりできたら少しでも余裕、もうほんま、3センチ、5センチの世界やと思うけども、そ  
ういうことも考えた駐車場づくり。やっぱり人が来て、ここは駐車しやすいなとか、快適  
やなとかいうのは、やっぱり一番大事やと思うんです。

　　今も、そういうコンセプトで先に考えたというふうなことも言ってましたんで、いろい  
ろな細部においておもてなしでないけども、そういう考えでやってほしいなど。

○蛭子智彦委員長　　市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）　　これの駐車場のスペースについては、そのように再度、

もう一回計算をし直したいというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 従前の話では、舗装しないところがあるというような話が出たと思うんですけども、この図で、簡単にちょっと説明していただけますか。舗装は全てするんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 舗装については全てアスファルト舗装、もしくはコンクリート舗装をします。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 もう少し、カラー刷りなり、詳しい資料があったほうがわかりやすいという印象は持っておりますけれども。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） まず、市民駐車場ですが、先ほども言いました、この南手になりますが、ここについては透水層のアスファルト舗装を計画しております。

それから、この議会棟の北手もアスファルト舗装をしております。それから、職員の駐車場が主になりますが、河川の上流部、そちらのほうもアスファルト舗装になります。

先ほど申しましたコンクリート舗装については、中にコンクリート骨材なんかを入れたり、もしくは瓦モザイクなんかして、それは玄関部であったり、渡り廊下のあたりで美観をあれするために一部コンクリート舗装なんかも計上しております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 当然、緑条例の適用になっておる敷地や思うんですけども、それもうような、植栽は当然あるとして、それだけで全てが網羅できるとはちょっと考えにくいんですけども、どのような処置をしておりますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 緑条例は絶対守らないといけないものなので、それらを満たすようなことで緑化計画は計画しております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 舗装の間に芝生を植えるなど、そういうような形態はとっておられないかな。

よく、施設なんかで、間に芝生を植えて緑地を確保するというような形態はとっておられないんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 緑地面積が足りないときなんかインターロッキングとか、その辺を使いながらそういうようなこともしてる施設はちょっと見かけたことはございますが、今回はアスファルト舗装で全ていけるのかな。

周りで緑地を確保してるというふう記憶しております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。  
登里委員。

○登里伸一委員 今さらながらかもしれませんが、この政策等の形成過程の説明資料で、⑦番、財源措置の下に、将来にわたる効果及び費用ということで、この費用で、実施により施設維持管理費等の節減とありますが、どのようになっているかもう一度お聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 新庁舎を建てて4分庁舎の庁舎機能を廃止するということで、前回の議会だったかのように思いますが、本体工事の工事請負の議案のときだったかと思いますが、確か2億5,000万円ぐらいの効果が毎年あるというような答弁をさせてもらったかなと思っております。

維持管理費、それから人件費、それから職員の異動間、いろんな要素を取り入れてそういうような数字をはじき出していたかと思えます。

○蛭子智彦委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 この外構の大きなレイアウトを見てのちょっと印象なんですけど、川側と山側という表現をちょっとさせていただくんですけども、外構ですから水はけというのがメインかなと思うんですね。

山側手でも、今でも少し、もう外れたのかな、急斜面というのか、斜面の土砂が崩れ、崩落するとかいうような箇所が何か所かこれまでであったかに思うんですけども、その対策というのは取られてるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） これも以前質問があったかと思いますが、民地のほ場の畦畔に当たる部分が台風のとときに崩壊したというようなことで、ここらについては民地なんで、市役所の公金を投入して、そのあぜを復旧するということできませんので、本人さんには、激甚災害復旧でいけば安く工事費上がりますよというようなお話もさせてもらってますが、今現在は、その方は手あぜでやっておられます。

排水路については、その前をしておりますが、少し控えたような形で、法線でU型水路を入れております。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 これからも集中豪雨ということがございまして、少しの雨でも軟弱になっておったり、また、一度崩落したところは、また再度その可能性もあると。

たちまちの排水不良ということにはならないかもわからないんですけども、近隣との協議ということで、一定の補強工事なり市として施設を自分の施設を守るという立場からやっていくという考えはできないんでしょうか。

○長船吉博副委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） やはり、その土地の所有権が民間の方でございますので、なかなかそこに工作物を構築していくというのは難しいかなというふうに思います。

先ほども言いましたように、排水路については800ミリの水路でございますので、堆積土砂なんかの維持管理はしていかなければならないかというふうに考えております。

○長船吉博副委員長 委員長。

○蛭子智彦委員長 あと、この道路については横断溝が必要になってくるんですか。それとも、この前の道なんですけども、現状の何か排水管なりがあって、それを活用するという考え方なのか、どちらでしょうか。

○長船吉博副委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今言われた河川堤防敷きを利用した市5号線の部分の道路だと思うんですが、既に800ミリのヒューム管と600ミリのヒューム管の既設管がございますので、これを利用して排水対策をしていきます。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。  
廣内委員。

○廣内孝次委員 この外観図、立派な看板が立っておりますけども、これは工事に入っておりますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 工事には入っております。外構工事か本庁舎のほうの新築工事のほうか、ちょっと確認をさせてください。

○蛭子智彦委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑なしと認めます。  
委員間討議についてはどういたしましょう。  
省略させてもうてよろしいでしょうか。

それでは、委員間討議を省略をしまして、議案第82号についての採決を行います。

議案第82号、新庁舎建設外構工事請負契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

⑩ 議案第83号 茶屋池線道路新設改良工事（第2工区）請負変更契約の締結について

○蛭子智彦委員長 次に、議案第83号、茶屋池線道路新設改良工事（第2工区）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

廣内委員。

○廣内孝次委員 この図での説明を願えますか。ちょっとわかりにくいんです。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 図での説明ということでございますので、後ろから2枚目からちょっと説明のほうをさせていただきたいと思います。

この肌色プラスダイダイ色ですか、オレンジに近い色、これが橋梁の部分で、第2工区をあらわしております。

そういった中で、ちょうどため池の中に交換くいのほうを打ちまして、それで上に床版をかけ橋をつける、こういったことで工事のほうを進めておりました。

それと、ちょうどこの左側手になるんですけど国道との取り付けの部分がございまして、これも第2工区というようなことで入ってはいるんですけど、この部分につきまして国道との協議の中で、ちょうどここが国道の真ん中というような、交差点の真ん中のほうに位置します。

ある程度、私どももこの部分について広い土地があるというような解釈で、ここからの出入りが可能かというようなつもりで設計のほうをしておりました。

しかしながら、ちょうど交差点の真ん中に位置しますので、やはり、国道の渋滞等、こ

こからやったら、やっぱり渋滞が懸念されるというようなことで、国道事務所のほうから、直接の出入りはだめですよというようなことになりました。

そうして、最後のほうなんですけれど、1枚めくっていただいて、ちょっと白地の部分に色塗りした部分がございます。

この部分につきまして、ちょうど茶屋池の堤防がございまして、この大型ブロック等の施工に当たりましては、こちらのほうからの進入路を築き上げるというようなことでブロックのほうの施工を考えております。

そうした意味から、仮設工事のほうがどうしても要りますので、それに伴うもの。また、ちょっと右側手に台形のような形になるんですけれど、ここは茶屋池の樋管の部分に当たります。

今現在、茶屋池そのものを田主の御協力を得まして、水を下げていただいて、杭打ちのほう施工いたしました。

しかしながら、ヘドロのほうがやはり多いような池でございますので、どうしてもこのブロックのほうの掘削等を行いますと、やはり湧水的なものが非常に出てくる部分があり、また、やはり1時間雨量20ミリ程度降りますと、この茶屋池への流入の雨が多いというようなことがございます。

そういった意味合いから、やはり仮設のポンプ云々というよりも、ちょうど樋管がありますので、その樋管の部分のヘドロを撤去することによって水替え等々が、まあ言うたら要らなくなるというような、そんな形で仮設のほうを計上させていただいております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、そうしたら土手にある管理道路ですね、それを利用して、それに進入路をつけるという形ですね。

管理道路に関しては地元の恐らく管理ですね、池ですんで。この面に関しましては何も工事しなくてもいけるんかどうか。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） あくまでも仮設というようなことで、これは全面には、やはり制波工であるとか、そういったブロック部分がございますので、完全に元に戻すというような、そんな条件になっておると思います。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。



○廣内孝次委員 工事で、道路にしても堤防にしても、損傷した場合は業者が責任を持ってやるということですね。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 要するに、進入路、また仮設に際して何か問題がある部分については、やはり撤去なりというようなことが生じましたら、そんな場合は、やはり設計のほうでは見る必要があるかと思えますけれども、いわゆる業者が破損を与えた分とか、そういった分については、やはり業者のほうになるかと思えます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 土手の上の道路ですんで、この道路に関しては今、仮設道路の仮設のスロープに行くまでの間、これの損傷については業者が責任を持つという解釈でよろしいんですかね。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） やはり、堤防というようなことで、やっぱり、比較的道路部分としては軟弱というようなこともございますので、そういった面では採石等々のやつは施工しながら、そこらは通っていくような状況になるかと思えます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 この管理道路に損傷が出た場合の責任範囲、これは施工業者が持つということですよ。進入路に行くまでの間です。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 手立てのほうは、要するに工事する前には協議はしておると思えます。

そういった面で、現形復旧というような形をとりますので、そこの修正云々、恐らくはならし程度のものになるかとは思いますが、それは業者のほうで対応は可能かと思えます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 管理道路のほうの、進入路に行くまでの間、これは損傷があった場合は業者の責任において復旧するという解釈でよろしいのかな。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） そのような感じでございます。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。  
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑なしと認め、質疑を終了したいと思います但よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 委員間討議についても省略をして直ちに採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議案第83号、茶屋池線道路新設改良工事（第2工区）請負変更契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

12月18日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよいでしょうか。

（「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 委員長、副委員長に一任ということでございますので、そのように

させていただきます。

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○蛭子智彦委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に閉会中調査事件申し出一覧表を参考までに配付しております。

今後、所管事務調査をしていくわけでございますけれども、この所管事務調査の議論の方向、委員会の開催のあり方等についての御意見を伺いたいというふうに思います。皆さんの御意見をお願いをいたします。

北村委員。

○北村利夫委員 二委員会制ということでこの所管事務も結構多くなったということなんで、今、月1回ぐらいのペースでやってるわけなんですけども、これ1回にこだわる必要ないん違うかなという気がします。

そうでないと、1年間でなかなか全部の所管を網羅するというのは、ほんまに月1回ぐらいのペースになってしまうと、そこへ定例会入ってきたらそれだけできへんというような形になるので、原則は1回かもしれませんけども、こだわらんとやってもらいたい。

というのは、今、横で庁舎等の建設も始まっているということで、いわゆる議会としても、また市民としても、結構、関心事やというふうに思いますんで、一つ、協議してもらいたいなと思います。

○蛭子智彦委員長 いろいろ提案がございましたけれど、いかがでしょうか。

中村委員。

○中村三千雄委員 定例会でございませぬけれども、やはり、これは委員から申し出あったらいつでもできるということやから、こだわることなしに、1カ月集中でやるときは2回ないし3回あってもいいし、なければそれでいいというような対応の中で進めていってもらわなったら、今、必ず1回は固定してやるんやということの概念はやっぱり捨てて、自由に開会できる、委員から申し出あったらすぐできるというような対応をやっぱりとっていただいたら一番ありがたいと思うんですけどもね。

○蛭子智彦委員長 委員会を開催するに当たっては、説明員等の問題も当然出てくるということでありませぬけれども、この間、今回の問題も含めて、新庁舎建設というのは非常に大きなテーマになってくるということになると思いますので、この点については所管の委員会として、やはり何回かの重点的な調査を行う必要があるというふうには思っており

ます。

ですから、この総務建設常任委員会として所管事務調査10項目挙げておるわけですが、この中でも、特にそうした新庁舎問題、これは平成27年4月というところに向けての話というのになってきますので、非常に期間の限られた話であるということですので、今回の常任委員会の事務調査としては、やはり重視をして取り組んでいきたいというふうに思っておりますけれども。

そして、今、中村委員、北村委員からの発言ございましたように、特に1回ということにこだわらずに重要な事項、案件というものがあらわれたときには積極的に委員会を開催するという方向でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長          中村委員。

○中村三千雄委員          審議の担当部だけを集中にやるという方法もやっぱり考えていただきたい。というのは、そうでなしに全部来て、発言も何も答弁もない、そういうのでなしに、我々がやるのであればこのことを集中してやりたいのであれば、その担当を集中してやっぱりやっていくということも心得ていただきたいなと思います。

○蛭子智彦委員長          ほかに御意見ございませんか。

なければ、その点を確認した上で、所管事務調査につきまして、別紙のとおり、議長に申し出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長          異議がございませんので、この要旨に基づきまして申し出することといたします。

### 3. その他

○蛭子智彦委員長          次に、その他の所管事項につきまして、付託案件以外にその他事項でございましたらお願いいたします。

副委員長。

○長船吉博副委員長          ここんところ、非常に入札において不落、不調が多いように見受けれます。

特に、業者選択した入札業者の入札辞退、これもめっちゃくちゃ多い。これは、まず、そ

の原因は何なんですか。それからお願いします。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 入札の辞退が多いというふうなことでございますけれども、これにつきましては、南あわじ市だけに限ったことではなかろうかと思われま。新聞報道等でも報じられておるかと思えますけれども、労働者の不足、技術員も含めまして、そのような不足という部分が非常に大きいファクターではあるのかなということ。

それと、震災に伴います資材等の不足による資材の高騰等も私のほうでは考えております。

また、淡路特有かわかりませんが、この4月に起こりました震災等で、特に労務員がそちらの事業に行っておるということで、工事をしたくても労働者がおらないというふうな事態が大きいのではないかと私のほうは考えております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 今、資材の高騰って言われてます。そしたら市の積算、間違ってるのかなという思いがするんです。

それと、人がそろわんというのも、一部わからんことはないんですよ。でも、今、かなり就職難で、働きたくても働くところがないというようなこともよく聞くんですよ。そんなんでも、人手不足というのもちょっと納得というか、ギャップがあるのかなというふうな部分もあるんですけども、やはり、今回の補正においても工事請負、災害復旧もろもろあるんですよ。

当然これに対しても、特に災害復旧なんかやったら、結構、不落の部分が過去見受けられるんですよ。

そういうなんを、本当に早急に災害復旧して、この地域の農業なり、そういう部分を早急にやっついていかないかん、それなのに不落というのは、やっぱりそれだけ完成がおくれるということになるんですから、地域の経済に対しても何らかの影響を及ぼすことにもなりますから、できる限り、やはり業者、今、大体6社、7社、多かったら十四、五社かな、あるのかな。それをもう少し業者が辞退せんでもいい、入札できるような方策も考えられるん違うかなと。

業者の選定を幅広くすれば、そしたら受けてくれる業者もあるかもしれない。そこらをもう一度入札問題もうちょっと考えてほしいなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 辞退とか不落とか不調とか、その原因については実際のところ業者に本音を聞いてみないことにはわからないところがあります。

ただ、私どももこの外構工事でも配慮させていただきましたように、地元の業者が参入する機会を少しでも多くということで、そういうような配慮も指名であるとか、一般の制限つきの中でも配慮をさせていただいておりますので、業者さん側にとっても地域貢献というか、そこら辺のところも考えていただきたい部分もあります。

ただ、そう言いましても、話、また最初に戻りますけども、本当に何が原因かというのは、やっぱり業者さんに聞いてみないことには、実際のところはわからない部分もあります。

ただ、先ほど副委員長言われましたように、もう少し工夫する部分もあるのかどうか、私どものほうでも検討はしてみたいというように考えております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 部長、そしたら、やっぱりちょっと業者に、本当に、これ何で辞退するんやということも聞いても構わんと思うねん。

8月7日から11月21日まで辞退した件数245件もあるんやで。めちゃくちゃやないか。業者に聞いてみらな、ほんまわからんけども。そやけども、やっぱり不落においても18件、不調においても8件、これだけあるんやな。

そやから、やっぱり、今も言うように、災害復旧なんか特に不落のところが多い。それを、やっぱり早急に受けてもらって、それを復旧して、それにおいて農業なりしてもらうことはやっぱり大事じゃないですか。

ですから、もう一度、そこら担当部局として業者なり、それからそういう関係各位等に聞き取り調査なりして、改善して行ってほしいと思うんやな。余りにもちょっと多いんで、きょうこんなこと言わせてもうたんですけども、その点、お願いいたします。

○蛭子智彦委員長 ほかにございせんか。

そうしましたら、所管事務調査以外、その他、何かございましたらと思うんですが、なければ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長           そうしましたら、あと執行部から報告事項はございませんか。  
防災課長。

○防災課長（藤本和宏）       行事の御案内になるんですけど、既に御案内をさせていただいておると思いますが、南あわじ市消防団初出式が年明け1月5日9時半から、三原健康広場のほうで行われます。

出欠等々につきまして、こちらのほうに届いておりますが、寒い時期でもございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○蛭子智彦委員長           ほかに報告事項はございませんか。

なければ、これで委員会を終了したいと思ひます。

それでは、どうも長時間にわたりまして大変熱心に御審議をいただきました。また、執行部の皆さんにも、大変丁寧な御説明をいただいたと思ひます。今後とも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これで委員会を終了いたします。どうも御苦労さまでした。

（閉会 午後 4時29分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年12月12日

南あわじ市議会総務建設常任委員会

委員長 蛭子 智彦